

官報

号外

平成十四年十二月六日

○第百五十五回国会 衆議院会議録 第十六号

平成十四年十二月六日(金曜日)

議事日程 第十三号

平成十四年十二月六日

午後一時開議

第一 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

第二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

第三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

第四 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

○今日の会議に付した案件

日程第一 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

日程第二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

平成十四年十二月六日 衆議院会議録第十六号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

日程第一 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(佐々木秀典君) 趣旨を許します。内閣委員長佐々木秀典君。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

(佐々木秀典君登壇)

○佐々木秀典君 ただいま議題となりました特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨について御説明申し上げます。現在の我が国社会において、民間非営利団体、いわゆるNPOは、多様かつ先駆的のしかも人間味のあるサービスを提供することで、行政や企業では満たされない社会的ニーズにこたえ、重要な

役割を果たしております。二十一世紀の我が国においては、行政、企業、NPOが相互に連携しながら活動を行い、安定的で活力のある社会を築くことが期待されております。

平成十年十二月に施行された特定非営利活動促進法は、社会貢献活動を行うNPOが法人格を得る道を開きましたが、同法の附則において、特定非営利活動法人制度については、法施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとするとしております。

また、特定非営利活動を推進し支援する観点から、法をさらに幅広くかつ適切に活用できるようにすべきであるとの指摘がなされております。

そこで、今回、特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立及び合併の認証に係る申請手続を簡素化するとともに、暴力団を排除するための措置を強化する等の改正を行う本案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

まず第一に、本法別表に掲げる特定非営利活動の種類に、新たに「情報化社会の発展を図る活動」、「科学技術の振興を図る活動」、「経済活動の活性化を図る活動」、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」及び「消費者の保護を図る活動」を追加することとしております。

第二に、特定非営利活動法人の設立及び合併の認証に係る申請書類の簡素化を図ることとしております。

第三に、暴力団等を排除するための措置の強化

を図るため、特定非営利活動法人の設立及び合併の認証基準を強化し、役員の欠格事由を追加するとともに、所轄庁は、特定非営利活動法人が暴力団等であるとの疑いがあると認めるときは、警察庁長官または警察本部長の意見を聞くことができること等としております。

第四に、租税特別措置法に定める、いわゆる認定NPO法人に対する寄附または贈与を行った者に係る寄附金控除等の特例について、本法に明記することとしております。

第五に、特定非営利活動法人の理事等が、所轄庁に対して必要な報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または所轄庁による検査を拒んだ場合等の罰則規定を追加することとしております。

なお、本案は、平成十五年五月一日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る十二月四日の内閣委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とするに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

日程第三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

日程第四 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案、日程第三、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、日程第四、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長遠藤武彦君。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び同報告書

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤武彦君登壇〕

○遠藤武彦君 ただいま議題となりました三法案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各法案の要旨について申し上げます。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案は、行政機関等に係る申請、届け出等の行政手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を定めようとするものであります。

次に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、情報通信技術利用法の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行うとするものであります。

次に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案は、電磁的方式による申請、届け出等の行政手続における電子署名の円滑な利用の促進を図るため、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に係る制度その他必要な事項を定めようとするものであります。

以上の三法案は、参議院先議に係るものであり、第百五十四回国会に提出され、今国会の去る十一月二十二日本院に送付され、同月二十六日に本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、三法案について、同月二十八日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十二月三日から一括して質疑に入りました。

昨五日、民主党・無所属クラブから、情報通信技術利用法の施行に伴う関係法律整備法案及び地方公共団体の認証業務法案に対しそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、三法案及び修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次各案に

ついて採決いたしましたところ、両修正案はそれぞれ賛成少数をもって否決され、三法案はそれぞれ賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、三法案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であり、三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席国務大臣

総務大臣 片山虎之助君
国務大臣 竹中 平蔵君

○議長報告

〔通知書受領〕

一、去る十一月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

独立行政法人北方領土問題対策協会法
独立行政法人国際協力機構法
独立行政法人国際交流基金法
法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律
平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律
独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律
一、去る四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律
有線電気通信法の一部を改正する法律
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律
独立行政法人日本貿易振興機構法
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律
独立行政法人中小企業基盤整備機構法
農業取締法の一部を改正する法律
自然再生推進法
(報告書受領)
一、去る十一月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

障害者基本法第九条の規定に基づく平成十三年度障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 太田 誠一君 補欠 川崎 二郎君
笹川 堯君 谷畑 孝君
中川 昭一君 増原 義剛君
柳本 卓治君 佐田 玄一郎君
日野 市朗君 中村 哲治君
石井 啓一君 山名 靖英君
不破 哲三君 瀬古 由起子君
川崎 二郎君 太田 誠一君
佐田 玄一郎君 柳本 卓治君
谷畑 孝君 笹川 堯君
増原 義剛君 中川 昭一君
中村 哲治君 日野 市朗君
山名 靖英君 石井 啓一君
瀬古 由起子君 不破 哲三君
厚生労働委員
辞任 西川 京子君 補欠 谷本 龍哉君
谷本 龍哉君 西川 京子君
議院運営委員
辞任 林 省之介君 補欠 松野 博一君
日森 文尋君 菅野 哲雄君
松野 博一君 林 省之介君

菅野 哲雄君 日森 文尋君
一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任 菅野 哲雄君 補欠 松野 博一君
衛藤 征士郎君 松野 博一君
奥野 誠亮君 森岡 正宏君
丹羽 雄哉君 宮腰 光寛君
山口 泰明君 小泉 龍司君
河村 たかし君 前原 誠司君
野田 佳彦君 長浜 博行君
松野 頼久君 海江田 万里君
松本 剛明君 永田 寿康君
樋高 剛君 山田 正彦君
山口 富男君 塩川 鉄也君
中西 績介君 菅野 哲雄君
小泉 龍司君 西川 京子君
松野 博一君 松島 みどり君
永田 寿康君 山花 郁夫君
西川 京子君 山口 泰明君
松島 みどり君 衛藤 征士郎君
宮腰 光寛君 丹羽 雄哉君
森岡 正宏君 奥野 誠亮君
海江田 万里君 松野 頼久君
長浜 博行君 野田 佳彦君
前原 誠司君 河村 たかし君
山花 郁夫君 松本 剛明君
山田 正彦君 樋高 剛君
塩川 鉄也君 山口 富男君
菅野 哲雄君 中西 績介君

総務委員
辞任 滝 実君 補欠 渡辺 博道君
赤松 広隆君 大出 彰君
渡辺 博道君 滝 実君
大出 彰君 赤松 広隆君
法務委員
辞任 鎌田 さゆり君 補欠 手塚 仁雄君
石井 啓一君 福島 豊君
不破 哲三君 大森 猛君
大森 猛君 中林 よし子君
手塚 仁雄君 鎌田 さゆり君
福島 豊君 石井 啓一君
中林 よし子君 不破 哲三君
厚生労働委員
辞任 山口 富男君 補欠 藤木 洋子君
藤木 洋子君 山口 富男君
山口 富男君 山口 富男君
一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任 嘉数 知賢君 補欠 松野 博一君
近岡 理一郎君 熊代 昭彦君
岩國 哲人君 枝野 幸男君
山花 郁夫君 永田 寿康君
西村 眞悟君 連増 拓也君
松野 博一君 木村 太郎君
枝野 幸男君 岩國 哲人君
木村 太郎君 嘉数 知賢君
永田 寿康君 山花 郁夫君

法務委員 達増 拓也君 西村 眞悟君	岩倉 博文君 山名 靖英君 中本 太衛君 高木 陽介君	おりである。 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案 (内閣委員長提出) (議案付託) 一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆法第二十五号(参議院送付)) 財務金融委員会 付託	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案 一、去る四日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案 自然再生推進法案(第百五十四回国会衆法第四十六号) 一、去る四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案 有線電気通信法の一部を改正する法律案 独立行政法人日本貿易振興機構法案 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 独立行政法人中小企業基盤整備機構法案 農業取締法の一部を改正する法律案 (質問書提出) 一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問主意書(近藤昭一君提出) 大使等に対する着任国等からの便宜供与の実態に関する質問主意書(長妻昭君提出) 国税OB税理士に対してあつせんした顧問先企
辞任 中川 昭一君 林 省之介君 植田 至紀君 原 陽子君 藤木 洋子君 不破 哲三君 中川 昭一君 不破 哲三君 植田 至紀君	予算委員 山名 靖英君 山口 泰明君 近岡理一郎君 補欠 小西 理君	一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 滝 実君 野中 弘務君 赤松 広隆君 荒井 聰君 遠藤 和良君 山名 靖英君 小西 理君 渡辺 博道君 大出 彰君 伴野 豊君 西 博義君 漆原 良夫君 滝 実君 野中 弘務君 赤松 広隆君 荒井 聰君 山名 靖英君 遠藤 和良君 補欠 川端 達夫君 長妻 昭君 川端 達夫君	安全保障委員 辞任 川端 達夫君 長妻 昭君 川端 達夫君 補欠 川端 達夫君
厚生労働委員 辞任 鍵田 節哉君 城島 正光君 鍵田 節哉君 補欠 城島 正光君 鍵田 節哉君	農林水産委員 辞任 石田 眞敏君 宮本 一三君 江田 康幸君 藤井 裕久君 福井 昭君 上川 陽子君 宮本 一三君 石田 眞敏君 江田 康幸君 藤井 裕久君	(議案提出) 一、去る三日、議員から提出した議案は次のとおりである。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(海江田万里君外八名提出) 一、去る四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出) (議案付託) 一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(海江田万里君外八名提出) 一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出) (議案通知書受領) 一、去る十一月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 独立行政法人北方領土問題対策協会法案 独立行政法人国際協力機構法案 独立行政法人国際交流基金法案 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案	外務委員 辞任 中本 太衛君 岩倉 博文君 中本 太衛君 補欠 岩倉 博文君 中本 太衛君
国土交通委員 辞任 中本 太衛君 岩倉 博文君 山名 靖英君	補欠 岩倉 博文君 山名 靖英君	補欠 岩倉 博文君 山名 靖英君	補欠 岩倉 博文君 山名 靖英君

業での勤務実態に関する質問主意書(長妻昭君提出)

国会質問と情報公開法の関係に関する質問主意書(長妻昭君提出)

高齢者の天下りに関する質問主意書(長妻昭君提出)

国立病院・国立療養所における医療ミス等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の違反に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公務員制度改革に関する質問主意書(重野安正君提出)

国家公務員の天下りに関する質問主意書(山井和則君提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

大手銀行過剰融資及び銀行法違反に関する質問主意書(山田敏雅君提出)

独立行政法人水資源機構に関する質問主意書(原陽子君提出)

一、昨五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

通関情報処理センターに関する質問主意書(河野太郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員永田寿康君提出「退職勧奨の記録に関する省令」に基づく省庁における勧奨退職者の記録に関する質問主意書

平成十四年十一月二十六日提出

質問 第一 一四 号

「退職勧奨の記録に関する省令」に基づく省庁における勧奨退職者の記録に関する質問主意書

提出者 永田 寿康

一 省庁(ここでは、本省および外局の内部部局もしくはそれに相当する部署を指す)における国家公務員一般職(ここでは、行政職俸給表(一)、または指定職俸給表の適用を受ける者を指す)の退職者および勧奨退職者の数を、平成十一年度、十二年度、十三年度の年度別にお示

し願いたい。

二 一の勧奨退職者に関し退職を勧奨した理由を、件数の多い順に三件、平成十一年度、十二年度、十三年度の年度別にお示し願いたい。

三 一の勧奨退職者が受け取った退職金の総額を、平成十一年度、十二年度、十三年度の年度別にお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五五第一四号

平成十四年十二月三日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員永田寿康君提出「退職勧奨の記録に関する省令」に基づく省庁における勧奨退職者の記録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員永田寿康君提出「退職勧奨の記録に関する省令」に基づく省庁における勧奨退職者の記録に関する質問に対する答弁書

一及び三について

平成十一年度及び平成十二年度における一般

職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する行政職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受けていた退職者の数、当該退職者のうち勧奨退職者(国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第四条の二の規定により記録が作成された者をいう。以下同じ)の数及び当該勧奨退職者に対して支給した退職手当の総額(以下「退職者数等」という)は、別表のとおりである。平成十三年度の退職者数等については、現在、調査・集計中であるため、お答えすることは困難である。

なお、お尋ねの「本省および外局の内部部局もしくはそれに相当する部署」に係る退職者数等については、本府省及び外局の内部部局とそれ以外の部局を区分して調査・集計しておらず、また、新たにこれらをそれぞれ区分して調査・集計することは作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの退職勧奨の理由については分類・集計しておらず、また、これに新たに調査・集計することは作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

一及び三について

平成十一年度及び平成十二年度における一般

一及び三について

平成十一年度及び平成十二年度における一般

平成十一年度及び平成十二年度における一般

平成十一年度及び平成十二年度における一般

平成十一年度及び平成十二年度における一般

平成十一年度及び平成十二年度における一般

平成十一年度及び平成十二年度における一般

平成十一年度及び平成十二年度における一般

平成十一年度及び平成十二年度における一般

平成十一年度及び平成十二年度における一般

(答弁通知書受領)

一、去る十一月二十九日、内閣から、衆議院議員北川れん子君提出関西電力の原子炉圧力容器上ぶた問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、衆議院議員今野東君提出強制連行朝鮮人名簿に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る三日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出国連安保決議千四百四十一に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年十二月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る三日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出情報公開法第五条第三号の解釈に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年一月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年十二月四日

提出者

内閣委員長 佐々木秀典

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条―第四十三条」を「第四十一条―第四十三条の三」に、「第四十六条」を「第四十六条・第四十六条の二」に改める。

第五条の見出しを「(その他の事業)」に改め、同条第一項を次のように改める。

特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

第五条第二項中「収益事業」を「その他の事業」に改める。

第十条第一項第二号イからハまでを次のように改める。

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

第十条第一項第二号ニを削る。

第十条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号及び第九号を削り、同項第十号中「設立の初年及び翌年(事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。次号において同じ。)」を「設立当初の事業年度及び翌事業年度」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十一号中「設立の初年及び翌年」を「設立当初の事業年度及び翌事業年度」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項中「第十号及び第十一号」を「第七号及び第八号」に改める。

第十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「収益事業」を「その他の事業」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 事業年度

第十二条第三項中「第一項第十一号」を「第一項第十二号」に改める。

第十二条第一項第三号を次のように改める。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)

ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員団体の構成員を含む。以下この号において同じ。若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。))の統制の下にある団体

第十二条の次に次の一号を加える。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

第二十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団の構成員等

第二十四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

第二十五条第三項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を併せて添付しなければならない。

第二十六条第二項中「第十条第一項第八号に掲げる書類」を「第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録」に改める。

第二十七条第一号を次のように改める。

一 削除

第二十七条第四号中「毎年(事業年度を設けている場合は、毎事業年度。次条第一項及び第二十九条第一項において同じ。)」を「毎事業年度」に改める。

第二十八條第一項中「毎年」を「毎事業年度」に、「前年(事業年度を設けている場合は、前事業年度。以下この項において同じ。)」を「前事業年度」に、「(前年)」を「(前事業年度)」に改め、「氏名及び住所又は居所」の下に「並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を加え」、「当該役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面」を削り、「その年の翌々年(事業年度を設けている場合は、翌々事業年度)」を「翌々事業年度」に改め、同条第二項中「第十條第一項第八号に掲げる書類」を「第十四条において準用する民法第五十一條第一項の設立の時の財産目録」に改める。

第二十九條第一項中「毎年」を「毎事業年度」に改める。

(意見聴取)

第四十三條の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二條第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄庁が内閣総理大臣である場合にあつては警察庁長官、都道府県知事である場合にあつては警視總監又は道府県警察本部長(次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。)の意見を聴くことができる。(所轄庁への意見)

第四十三條の三 警察庁長官又は警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二條第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があ

るため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることが出来る。

第三章中第四十六條の次に次の一條を加える。

第四十六條の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第四十九條に次の一号を加える。

十 第四十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

別表第四号中「文化」を「学術、文化」に改め、同表中第十二号を第十七号とし、第十一号の次に次の五号を加える。

十二 情報化社会の発展を図る活動

十三 科学技術の振興を図る活動

十四 経済活動の活性化を図る活動

十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

十六 消費者の保護を図る活動

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新法」という。)第五條第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際新法第五條第一項に規定するその他の事業(この法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)第五條第一項に規定する収益事業を除く。)を行つていた特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第十一條第一項(第十一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 施行日前に旧法第十條第一項の認定の申請、旧法第二十五條第四項の認定の申請及び旧法第三十四條第四項の認定の申請をした者のこ

れらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十條第一項の認定の申請、旧法第二十五條第四項の認定の申請及び旧法第三十四條第四項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定の基準については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認定の申請に係る団体を含む。次項において同じ。)については、新法第十一條第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第二十七條第四号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八條第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九條第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二條第一項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日(同日前に当初の事業年度が開始した場合にあつては、当該開始の日)」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日(同日までに当初の事業年度が開始した場合にあつては、当該開始の日の前日)までの期間」とする。

理 由

特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立の認定の申請手続を簡素化するとともに、暴力団を排除するための措置を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出) 本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十四年十一月二十二日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

参議院議長 倉田 寛之

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法平成十一年法律第八十九号第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方公共団体又はその機関(議會を除く。)

ニ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

ホ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)

ヘ 行政庁が法律の規定に基づく試験、検

査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

ト ニからへまでに掲げる者(へに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。)

三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報記載された紙その他の有体物をいう。

四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯罪事件に関する法令の規定に基づく手続(次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。)

七 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)

八 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること(裁判手続等において行うものを除く。)

九 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること(裁判手続等において行うものを除く。)

十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行なうことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をするものとして行われるものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等をするものとして行われるものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 行政機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)

については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 行政機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

3 第一項の場合において、行政機関等は、当該作成等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

第七條 別表の上欄に掲げる法律の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの法律の規定は、適用しない。

第八条 国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第九條 地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置

平成十四年十二月六日 衆議院會議録第十六号

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第十條 行政機關等(第二條第二号ハに掲げるもの(次条において「地方公共団体等」という。))を除く。は、少なくとも毎年度一回、当該行政機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 総務大臣は、少なくとも毎年度一回、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第十一条 地方公共団体等は、当該地方公共団体等が電子情報処理組織を使用して行われ又は行ふことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第十二条 この法律における主務省令は、当該手

統等)について規定する法令(會計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、會計検査院、人事院、国家公安委員会、公正取引委員会、公害等調整委員会、司法試験管理委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管に係る手続等については、それぞれ會計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則と

この法律は、公布の日から起算して三月を超え

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和二十三年法律第百二十一号)

古物營業法(昭和二十四年法律第百八号)

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)

漁業法(昭和二十四年法律
第二百六十七号)

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

Figure 1. The effect of the concentration of the *Agrobacterium* suspension on the transformation efficiency of *Agrobacterium* strains.

Fig. 1

10

重皮去入四口二一五三六七

電源法(昭和二十五年法律
第三百三十一号)

火薬類取締法(昭和二十五年法律第一百四十九号)

第七十四條第一項、第七十五條第一項、第七十六條第一項、第七十七條第一項、第七十八條第一項及び第七十九條第一項の六第一項（これらの規定を第二百九十一條の六第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十九條の六第二項

第五條第二項及び第四項並びに第十條の二第三項

第五條第二項及び第四項

第三十二條、第三十八條第二項及び第五十條第一項

第三十二条及び第三十八条第二項
第九十四条第一項において準用す

第三十條の五第一項、第八十六條第一項から第三項ま

で、第八項及び第九項、第八十六條の二第一項、第七項、第九項及び第十項(同条第七項、第九項及び第十項)については、第八十六條の三第二項において準用する。

[illegible]

七十九條の二、第九十八條第二項及び第三項並びに第六十一條及び第五十八條第一項及び第二項、第九十八條第二項及び第三項並びに第六十二條第七項にお

第十八条第一項から第三項まで

第三十条の六第三項並びに第一百五条第一項及び第二項

第十四条第一項(第六條第一項第四号の船舶地球局及び航空機地球局、同条第三項の船舶局並びに同条第四項の航空機局)の船舶局及び航空機局の設置及び運用に關する事項は、別表第一に掲げるところによる。

第十九条第一項及び第五十条の二第一項の規定により読み替えられる第十七条第四項

九

質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)	第八条第一項及び第四項	第四条
地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)	第十六条の二第二項(第六百一条第六項、第七百条の二第二項及び第七百一条の五十六項において準用する場合を含む。)	第四条
農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十号)	第十一条において準用する公職選挙法第八十六条の四第一項、第二項及び第五項	第三条
旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)	第三条第一項(都道府県知事を経由して行う申請に係る部分を除く。)、第四条第一項(領事官に対する請求に係る部分を除く。)、第八條第一項及び第二項(同条第二項、第九條第一項ただし書(都道府県知事を経由して行う申請に係る部分を除く。))、第十條第一項及び第二項(同条第二項、第十二條第一項(都道府県知事を経由して行う申請に係る部分を除く。))及び第十三條第一項(領事官に対する請求に係る部分に限る。))並びに第十九條の三第二項	第三条
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)	第七條第一項及び第四項(これらの規定を第八條第三項、第九條第四項、第十條第三項及び第十二條第三項において準用する場合を含む。))並びに第十九條の三第三項の四	第四条
	第十一条第一項、第四十九條第一項及び第六十一条の二	第三条
	第七條の二第一項、第十三條第二項及び第六項、第十六條第三項、第十七條第二項、第十八條第三項、第十八條の二第二項、第十九條の二第一項、第二十条第四項、第二十二條の二第三項、第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第二十一條第二項、第二十二條第三項(第二十一條の二第四項第三項の場合を含む。))、第二十三條第三項(第二十一條の二第四項第三項の場合を含む。))、第二十六條第二項、第三十七條第九項、第三十九條第二項、第四十七條第二項、第四十九條第五項(第六十二條第二項において準用する場合を含む。))、第五十五條第二項、第六十一條の二第三項並びに第六十一條の二の六第一項	第四条
	第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十八條第一項、第四十五條第二項及び第四十八條第四項	第六条
外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)	第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第一項及び第二項、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに第十一條第一項	第三条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障の条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地関係の法律(昭和二十七年法律第百四十号)	第十三條第一項	第八條
売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)	第二十五條第三項において準用する犯罪者予防更生法第三十二條及び第二十八條第二項において準用する同法第五十條第一項	第三条
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)	第二十二條第一項、第二十五條第三項において準用する犯罪者予防更生法第三十二條及び第二十七條第四項	第四条
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)	第八條第二項において準用する同法第七十四條の二第二項	第三条
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第八号)	第五十九條の二第五項	第五条
婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)	第四條の二第一項(第五條の四第三項、第七條の三第三項、第九條の五第四項及び第九條の十第三項において準用する場合を含む。))	第四条
国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)	第七條第一項、第九條の五第二項、第九條の十第二項及び第十六條第二項	第三条
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)	第六十七條第四項において準用する国税通則法第五十五條第二項並びに第百四十六條第二項及び第三項	第四条
	第八十九條第一項、第百條の二第五項、第百一条第一項及び第百七條の七第二項	第六条
	第八十三條第三項、第五十八條第一項、第五十八條の三第二項、第五十九條第三項、第六十三條第三項及び第四項、第七十五條第九項(第七十五條の二第二項において準用	第三条
	第五條第一項及び第二項(同条第二項については、第六條第五項において準用する場合を含む。))、第六條第四項、第八條の二第二項、第七條第四項、第八條第三項、第九條第二項、第九條の三第三項、第十條の二第三項並びに第十一條第四項	第四条

国税通則法(昭和三十七年法律第六十八号)	第五十五条第二項 第八十一条第三項及び第九十一条第二項	第四條
住居表示に関する法律(昭和三十一年法律第九十九号)	第五條の二第二項	第三條
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)	第六條第一項第七條第二項第十三條第四項において準用する場合を含む。及び第十三條第四項において準用する場合を含む。	第四條
市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)	第四條第一項及び第十一項並びに第四條の二第一項及び第十五項 第四條の二第三十項において準用する地方自治法第七十四條の二第二項	第三條
住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)	第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條及び第二十五條	第三條
警備法(昭和四十七年法律第七十七号)	第四條の二第五項、第四條の四第二項、第十一條の三第二項及び第五項(同条第五項については、第十一條の三第六第二項において準用する場合を含む。)並びに第十一條の六第二項	第四條
外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)	第九條第一項及び第十七條第一項	第三條
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)	第四條第三項及び第五條第三項 第六條第一項及び第二項	第三條
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)	第十七條第一項	第四條
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)	第四十一條第二項	第四條
無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四十七号)	第二十条第三項及び第二十六條第三項	第三條

平成十四年十二月六日 衆議院會議録第十六号 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び同報告書

自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号) 第五條第五項

第四條

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第五十四回国会内閣提出第一〇二号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定め、もって国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において、主な用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

(一) 行政機関等 次に掲げるものをいう。

- (1) 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法第三條第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関
- (2) 地方公共団体又はその機関(議會を除く。)
- (3) 独立行政法人
- (4) 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)

又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの等
(二) 申請等 申請、届出その他の法令に基づ

き行政機関等に対して行われる通知(訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯罪事件に関する法令の規定に基づく手続(裁判手続等)において行われるものを除く。)をいう。

(三) 処分通知等 処分の通知その他の法令に基づき行政機関等が行う通知(不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。)をいう。

(四) 縦覧等 法令に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。

(五) 作成等 法令に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。

(六) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

2 電子情報処理組織による申請等

(一) 行政機関等は、申請等のうち他の法令により書面等により行うこととしているものについては、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとする。

(二) (一)により行われた申請等については、書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令を適用するものとする。

(三) (一)により行われた申請等は、行政機関等の使用に係る電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなすものとする。

平成十四年十二月六日 衆議院會議録第十六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び同報告書 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び同報告書

二二

(四) (一)の場合において、行政機関等は、他の法令により署名等を行うこととして行っているものについては、主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができるものとすること。

3 電子情報処理組織による処分通知等

(一) 行政機関等は、処分通知等のうち他の法令により書面等により行うこととして行っているものについては、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとすること。

(二) (一)により行われた処分通知等については、書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令を適用するものとすること。

(三) (一)により行われた処分通知等は、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなすものとすること。

(四) (一)の場合において、行政機関等は、他の法令の規定により署名等を行うこととして行っているものについては、主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができるものとすること。

4 電磁的記録による縦覧等

(一) 行政機関等は、縦覧等のうち他の法令により書面等により行うこととして行っているものについては、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて電磁的記録に記録されている事項等の縦覧等を行うことができるものとすること。

(二) (一)により行われた縦覧等については、書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する法令に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令を適用するものとすること。

5 行政機関等は、作成等のうち他の法令に

より書面等により行うこととして行っているものについては、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて電磁的記録の作成等を行うことができるものとすること。

(一) (一)により行われた作成等については、書面等により行うものとして規定した作成等に関する法令に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する法令を適用するものとすること。

(二) (一)の場合において、行政機関等は、他の法令の規定により署名等を行うこととして行っているものについては、主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができるものとすること。

別表に掲げる手続等については、この法律の規定は、適用しないものとすること。

7 国の手続等における情報システムの整備等

国は、手続等における情報システムの整備その他の必要な措置を講じ、安全性及び信頼性を確保し、手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならないものとすること。

8 地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等

地方公共団体は、手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならないものとすること。

9 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表

(一) 行政機関等(地方公共団体等を除く)は、少なくとも毎年度一回、この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネット等により公表するものとし、総務大臣は公表された事項を取りまとめ、その概要について、イン

ターネット等により公表するものとすること。

(二) 地方公共団体等は、この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況についてインターネット等により公表するものとすること。

10 主務省令

この法律における主務省令は、原則として手続等について規定する法令を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とすること。

11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を定めようとする本案は、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年十二月五日

総務委員長 遠藤 武彦

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記の事項の実現に努めるべきである。

一 電子政府、電子自治体の構築に当たっては、あくまでも国民の利便性の向上との観点から国民の理解を得つつ、行政サービスの質の向上を図られるよう情報通信基盤の整備を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。

二 情報通信技術の利用の有無により行政サビ

スの内容に差異が生じることのないよう十分留意するとともに、国民の情報通信利用技術の向上のための施策を一層進めること。

三 行政手続のオンライン化、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、技術革新に対応したセキュリティ対策、個人情報保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。

四 行政手続のオンライン等に従事する関係者のモラルの維持・向上、徹底したデータの管理、法令の遵守、責任体制の明確化を図ること。

五 プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用・安易な利用の拡大を行わないこと。

六 本年八月に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、セキュリティを確保する観点から、地方公共団体において、その実施状況を自ら点検し、必要に応じ外部監査を受けるようにするとともに、政府は住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について適時公表すること。

七 行政手続のオンライン化が国民生活及び国民の権利に密接に関係し、市町村ごとに取り組み状況が異なることにかんがみ、本法律施行に伴う政省令の制定及びその運用に当たっては、国会における論議及び地方公共団体等の意見を十分踏まえるとともに、状況の変化に応じて必要な見直しを行うこと。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案第百五十四回国会内閣提出) 本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十二月二十二日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 綿貫 民輔殿

行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する法律の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律

目次

- 第一章 会計検査院関係(第一条)
- 第二章 内閣府関係(第二条—第六条)
- 第三章 総務省関係(第七條—第十八条)
- 第四章 法務省関係(第十九条—第二十五条)
- 第五章 外務省関係(第二十六条)
- 第六章 財務省関係(第二十七条—第五十七条)
- 第七章 厚生労働省関係(第五十八條—第五十九条)
- 第八章 農林水産省関係(第六十条—第六十二条)
- 第九章 経済産業省関係(第六十三條—第六十条)
- 第十章 国土交通省関係(第六十七條—第七十条)
- 第十一章 環境省関係(第七十一条)

第一章 会計検査院関係

(会計検査院法の一部改正)

第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「計算書」の下に「当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして会計検査院規則で定めるものをいう。次項において同じ。を含む。以下同じ。)」を、「証拠書類」の下に「(当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「受払」を「受払い」に改め、「他の書類」の下に「(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

平成十四年十二月六日 衆議院会議録第十八号

第二十八條中「書類」を「書類その他の資料」に改める。

第二章 内閣府関係

(証券取引法の一部改正)

第二条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の三十の三に次の一項を加える。
電子開示手続及び任意電子開示手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第...号)第三條の規定は、適用しない。
第二十七條の三十の七に次の一項を加える。
前項の規定による書類の公衆の縦覧については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第五條の規定は、適用しない。

第六十四條第三項第二号イ中、「生年月日及び住所」を「及び生年月日」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「及び営業所又は事務所の商号及び名称並びに」を「の商号又は名称及び」に改め、同号ニを同号ハとする。
第六十四條の四第一号中「イからハまで」を「イ又はロ」に改める。

第三條 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の見出しを「(品触れ)」に改め、同条第一項中「品触れ」を「品触れ」に改め、同条第二項中「品触れ」を「品触れ」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第...号)第四條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第二十一條第三項中「品触れ」を「品触れ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条第三項の規定は、適用しない。

(特定非営利活動促進法の一部改正)
第四条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第四十四條・第四十五條)」を「(第四十四條・第四十五條)」に改める。
第十四條第一項中「及び第四十四條第二項」を「、第四十四條第二項及び第四十四條の二」に改める。
第四十四條の次に次の一條を加える。
(情報通信技術利用法の適用)
第四十四條の二 第十條第一項の規定による申請及び同条第二項(第二十五條第五項及び第三十四條第五項)において準用する場合を含む。の規定による縦覧、第十二條第三項(第二十五條第五項及び第三十四條第五項)において準用する場合を含む。の規定による通知、第十三條第二項(第三十九條第二項)において準用する場合を含む。の規定による届出、第二十三條第一項の規定による届出(役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。))に限る。、第二十五條第三項の規定による申請、第二十九條第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一條第二項の規定による申請、第三十四條第三項の規定による申請並びに第四十三條第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第...号)次項において「情報通信技術利用法」という。第十二條の規定を適用する場合においては、同条中

「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

2 前条第三項の規定による縦覧について情報通信技術利用法第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
附則第六條に次の一項を加える。
6 電子開示手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第...号)第三條の規定は、適用しない。
(古物営業法の一部を改正する法律の一部改正)
第六條 古物営業法の一部を改正する法律(平成十四年法律第...号)の一部を次のように改正する。
第十九條第二項の次に二項を加える改正規定の次に次のように加える。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

第十九条に次の一項を加える。

7 第一項の品触れについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第四条の規定は、適用しない。

第三章 総務省関係

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の四の次に次の一条を加える。

第六十九条の五 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行ふこととしていたるものについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第一条の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の公正取引委員会規則で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して行ふことができない。

公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十九条の三において準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十四条第五項中「契約書を」を「契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本項において同じ。)を」に、「契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができるとこれら者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければならぬ」に改める。

別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項中「及び第二項を」から第三項までに改める。

(公職選挙法の一部改正)

第九条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九条第四項中「事項の全部又は一部を記載した書類。第二十九条第二項において同じ。」を「全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類」に改め、同条に次の一項を加える。

5 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六条の規定は、適用しない。

第二十九条第二項中「抄本」の下に「(第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)を加える。

第三十条の二第四項中「抄本」の下に「(前項の規定により磁気ディスクをもつて在外選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条において同じ。)を加える。

簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 在外選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて調製することができる。

第三十条の二に次の一項を加える。

6 在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六条の規定は、適用しない。

第三十条の三第一項中「を記載しなければならぬ」を「の記載(前条第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録)を加える」に改める。

第三十条の十第二項中「記載内容」の下に「(第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録内容。第三十条の十三において同じ。)」を、「その記載」の下に「(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録)を加える。

第四十四条第一項中「事項の全部又は一部を」を「全部若しくは一部の事項又は当該事項」に改める。

第五十五条中「在外選挙人名簿又はその抄本」の下に「(当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条において同じ。)」を加える。

第二百三十六条第二項中「第九條第二項」の下に「及び第三項を加える。

第二百三十九條の見出し中「騷擾罪」を「騷擾罪」に改め、同条中「騷擾し」を「騷擾し」に改める。

め、「関係書類」の下に「(関係の電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。を含む。)を加え、「毀壞」を「毀滅」に改める。

(電波法の一部改正)

第十条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「人工衛星の無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを、人工衛星の無線局)に改める。

第八十三條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して異議申立てがされた場合には、異議申立書正副二通が提出されたものとみなす。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百五十八條」を「第三百五十八條の二」に改める。

第五百一十一條第四項中「次條第一項を」を「第五百一十一條第一項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第五百一十一條の二 道府県は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七條、第十二條又は第十三條の規定による登録の申請及び次條第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、前條第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例の定めるところにより、当該納税者が当該登

載した書類)を加える。

第三十条の二に次の一項を加える。

第六 在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六条の規定は、適用しない。

第二十九条第二項中「抄本」の下に「(第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条において同じ。)を加える。

第三十条の二第四項中「抄本」の下に「(前項の規定により磁気ディスクをもつて在外選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)を加える。

第二百三十六条第二項中「第九條第二項」の下に「及び第三項を加える。

第二百三十九條の見出し中「騷擾罪」を「騷擾罪」に改め、同条中「騷擾し」を「騷擾し」に改める。

録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を総務省令で定める方法により徴収することができる。
第六十三条第三項中「第五百五十一条第四項」の下に「若しくは第五百五十一条の二」を加える。
第三章第二節第一款中第三百五十八條の次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三百五十八條の二 第三百八十条第一項の規定による備付け、第三百八十一条第八項の規定による作成、第三百八十二条の二第一項の規定による閲覧、第三百八十七条第一項の規定による備付け、同条第三項の規定による閲覧、第四百十五條第一項の規定による作成、第四百十六條第一項の規定による縦覧、第四百十九條第四項の規定による作成及び同条第六項の規定による縦覧については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四條、第五條及び第六條の規定は、適用しない。

第七百五十四條の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第七百五十四條の二 地方税関係帳簿書類並びに第七十四條の二第三項及び第四項並びに第四百六十五條第三項及び第四項に規定する書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六條の規定は、適用しない。

(行政書士法の一部改正)

第十二條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「官公署に提出する書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。以下この条及び第十九条第一項において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。))」を加える。

第十九条第一項中「別段の定めがある場合の下に」及び「定型のかつ容易に行えるもの」として総務省令で定める手続について、当該手続に關し相當の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する國務大臣の意見を聴くものとする。

第二十二條の四中「第十九條第二項」を「第十九條第三項」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第十三條 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項、第七條及び第八條中「記載」を「記載され、又は記録」に改める。

第九條第一項中「記載」を「記載され若しくは記録」に改める。

第十條第一項中「記載」を「記載され又は記録」に改める。

第十八條中「記載」を「記載され、若しくは記録」に改める。

第十九條第一項中「記載」を「記載され、又は記録」に改める。

第二十條中「記載」を「記載され又は記録」に改める。

(行政不服審査法の一部改正)

第十四條 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

ける情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号。第二十二條第三項において「情報通信技術利用法」という。))第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して不服申立て(異議申立てを除く。次項において同じ。))がされた場合には、不服申立書の正副二通が提出されたものとみなす。

4 前項に規定する場合において、当該不服申立てに係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十二條第四項において同じ。))については、不服申立書の正本又は副本とみなして、第十七條第二項(第五十六條において準用する場合を含む。)、第十八條第一項、第二項及び第四項、第二十二條第一項(第五十二條第二項において準用する場合を含む。))並びに第五十八條第三項及び第四項の規定を適用する。

第二十二條第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた

場合には、弁明書の正副二通が提出されたものとみなす。

4 前項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の正本又は副本とみなして、次項及び第二十三條の規定を適用する。

第五十七條第一項中「書面」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十五條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一條の三を第三十一條の四とし、第三十一條の二の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十一條の三 この法律の規定による住民票及び戸籍の附票の作成については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六條の規定は、適用しない。

第三十八條第一項中「次項において」を「以下」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一(第三十條の七関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事	務
一 内閣府	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による同法第十條第一項の認証、同法第二十三條第二項の届出又は同法第三十四條第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二 金融庁又は財務省	保険業法(平成七年法律第五号)による同法第二百七十六條又は第二百八十八條の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

三 金融庁又は財務省	証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)による同法第二十八條の登録、同法第三十條第一項の届出、同法第六十四條第一項(同法第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。)の登録、同法第六十八條第二項若しくは第七十九條の三十第一項の認可、同法第八十條第一項の免許、同法第一百一條の十一第一項若しくは第四百十條第一項の認可、同法第一百五十二條第二項の届出又は同法第五百五十六條の三第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 金融庁又は財務省	外国証券業者に関する法律(昭和四十八年法律第五号)による同法第三條第一項の登録、同法第十二條第一項の届出又は同法第三十二條において準用する証券取引法第六十四條第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 金融庁又は財務省	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)による同法第六條の認可、同法第十條の三第二項若しくは第六十九條第一項の届出、同法第一百八十七條の登録又は同法第九十一條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 金融庁又は財務省	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)による同法第四條の登録又は同法第八條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 金融庁又は財務省	金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)による同法第三條の免許、同法第三十四條の十四第一項若しくは第三十四條の二十三第一項の認可又は同法第五十一條の二第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 金融庁又は財務省	貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)による同法第三條第一項の登録、同法第二項の更新又は同法第八條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 金融庁又は財務省	抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四十四号)による同法第三條若しくは第八條第一項の登録又は同法第九條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 金融庁又は財務省	資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)による同法第三條第一項、第九條第一項若しくは第十一條第一項の届出又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律による同法第九條第一項の届出若しくは同法第十一條第一項の変更登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一 金融庁若しくは財務省、 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)による同法第三條の許可、同法第八條第一項の更新又は同法第十條の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十二 金融庁若しくは財務省又は 経済産業省	特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)による同法第三十條若しくは第五十二條の許可、同法第三十五條第一項(同法第五十四條において準用する場合を含む。)の更新又は同法第三十七條(同法第五十四條において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三 金融庁又は財務省	公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)による同法第三十四條の十第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 金融庁又は財務省	株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)による同法第三條第一項の指定、同法第四條の三第一項の承認、同法第七條の四第一項の届出又は同法第十條第一項、第十一條第一項、第十一條の四第一項若しくは第十二條第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五 金融庁又は財務省	前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)による同法第六條の登録又は同法第十一條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 総務省	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十七 総務省	執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八 総務省	国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 地方公務員共済組合	介護保険法による同法第百三十四条第一項の通知若しくは第百三十七条第五項若しくは第百三十八条第三項(これらの規定を同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)の通知又は同法第百三十七条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)の特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納入金の納入に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 地方公務員共済組合連合会	介護保険法による同法第百三十四条第三項(同法第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第百三十六条第六項(同法第百三十八条第二項、第百四十条第三項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。)の通知の経由又は同法第百三十七条第二項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)の特別徴収に係る納入金の納入の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三 金 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百一十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 総務省	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十八号)による同法第九条第一項の許可、同法第十三条の届出、同法第四十五条第三項(同法第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の交付又は同法第五十条の二の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五 総務省	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)による同法第十条第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 総務省	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)による同法第四条の免許、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の五第二項(同法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。)の届出、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の七第二項に規定する指定試験機関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十八 消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十九 消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)第二条第三項に規定する指定法人	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十 司法試験管理委員会	司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による同法第五条第一項の第二次試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十一 法務省	不動産登記法(明治三十一年法律第二十四号)による不動産の表示の登記、表題部の所有者の表示の変更若しくは更正の登記、表題部の所有者の更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記又は登記名義人の表示の変更若しくは更正の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十二 法務省	船舶法(明治三十一年法律第四十六号)附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三 法務省	工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号。鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)、漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)及び港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)において準用する場合を含む。)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十四 法務省	立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十五 法務省	道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十六 法務省	建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十七 法務省	観光施設財団抵当法(昭和四十三年法律第九十一号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十八 法務省	後見登記等に関する法律(平成十一年法律第一百五十二号)による同法第七条又は第八条の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十九 法務省	供託法(明治三十二年法律第十五号)による同法第八条第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十 法務省	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項(同法第二十二条の二第三項(同法第二十二条の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十一 外務省	旅券法(昭和二十六年法律第二百八十七号)による同法第三条第一項の発給、同法第八条第一項の渡航先の追加、同法第九条第一項の記載事項の訂正、同法第十条第一項の再発給又は同法第十二条第一項の査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十二 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十三 国家公務員共済組合連合会	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十八号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号又は第三号に規定する年金である給付(当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。)に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十五 財務省	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)による同法第二十四条第二項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十六 財務省	たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)による同法第三十一条第一項若しくは第二十条の登録、同法第十四条第三項若しくは第十五条(これらの規定を同法第二十一条において準用する場合を含む。)の届出、同法第二十二条第一項の許可又は同法第二十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七 財務省	塩事業法(平成八年法律第三十九号)による同法第五条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条(これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十八 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十九 文部科学省	博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)による同法第五条第一項第三号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五十 文部科学省又は技術士法 (昭和五十八年法律第二十五号) 第十一条第一項に規定する指定試験機関	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十一 文部科学省又は技術士法第四十条第一項に規定する指定登録機関	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十二 文部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)による同法第三十五条第二項又は第三項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十三 文化庁	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十八号)による同法第五条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十四 文化庁又はプログラム の著作物に係る登録の特例に 関する法律(昭和六十一年法 律第六十五号)第五条第一項 に規定する指定登録機関	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)による同法第七十五条第一項又は第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十五 文化庁	著作権法による同法第八十八条第一項又は同法第一百四条において準用する同法第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十六 文化庁	著作権等管理事業法(平成十二年法律第三十一号)による同法第三条の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七 文化庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第九十九号)による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十八 厚生労働省	薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)による同法第十九条の二第二項の承認又は同法第十九条の三の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十九 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)による同法第二十七条第一項第一号の救済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十 厚生労働省	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十一 厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関	労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十二 厚生労働省又は作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十三 厚生労働省	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十四 厚生労働省	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)による同法第七十七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十五 厚生労働省	職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)による同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の更新又は同法第三十二条の七第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十六 厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十七 厚生労働省	雇用対策法(昭和四十一年法律第三十一号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六十八 厚生労働省	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十九 厚生労働省又は雇用・能力開発機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十 厚生労働省又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第百四号)第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一 社会保険庁	健康保険法(大正十一年法律第七十号)による同法第六十九条の九第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十二 社会保険庁	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三 社会保険庁	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十四 社会保険庁	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第百八十二号)附則第十八条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十五 社会保険庁	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第十八条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十六 社会保険庁	国民年金法による被保険者の資格の取得の届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七 厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八 農林水産省	卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)による同法第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十九 農林水産省又は経済産業省	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百二十九号)による同法第八条の二の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第九十七条の二第三項の指定、同法第九十九条の二第二項の認可、同法第二百六条第二項の許可、同法第三百三十二条第一項の届出、同法第三百三十六条の四第一項の登録、同条第七項の更新又は同法第三百三十六条の四十の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律による同法第三十条の許可又は同法第三十三条第一項において準用する同法第八条第一項の更新若しくは同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十二 農林水産省	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第六条第一項若しくは同法第十条第二項(同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の登録、同法第十一条第二項若しくは第十二条(これらの規定を同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第六十五条の二の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八十三 農林水産省	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による同法第二十五條第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六條第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二條第一項(同法第三十三條の三及び第四十四條において準用する場合を含む。)(の意見書の提出又は同法第三十三條の二第一項(同法第四十四條において準用する場合を含む。)(の変更)に關する事務であつて総務省令で定めるもの
八十四 經濟産業省	計量法(平成四年法律第五十一号)による同法第四十條第一項若しくは第四十六條第一項の届出、同法第四十二條第一項(同法第四十六條第二項において準用する場合を含む。)(の届出又は同法第六十二條第一項(同法第三十三條において準用する場合を含む。)(の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの
八十五 独立行政法人産業技術総合研究所又は日本電気計器検定所	計量法による同法第七十九條第一項(同法第八十一條第三項において準用する場合を含む。)(の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの
八十六 經濟産業省	アルコール事業法(平成十二年法律第三十八号)による同法第三條第一項、第十六條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十六條第一項の許可又は同法第八條第二項(同法第二十條、第二十五條及び第三十條において準用する場合を含む。)(の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの
八十七 經濟産業省又は環境省	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に關する法律(平成十三年法律第六十四号)による同法第四十四條第一項の許可、同法第四十六條第一項の更新又は同法第四十七條第三項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの
八十八 經濟産業省	鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)による同法第二十一條第一項の許可、同法第四十二條の届出、同法第五十九條第一項の登録、同法第七十七條第一項の認可又は同法第八十四條第一項の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの
八十九 經濟産業省	石油の備蓄の確保等に關する法律(昭和五十年法律第九十六号)による同法第十三條の登録又は同法第十七條第三項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十 經濟産業省	深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)による同法第四條第一項の許可、同法第十條第二項若しくは第三項若しくは第十五條の届出、同法第十八條第一項の認可又は同法第四十條の認定に關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十一 經濟産業省	火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)による同法第三十一條第三項の試験(經濟産業大臣が行うものに限る。)(の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十二 火薬類取締法第三十一條の三第一項に規定する指定試験機関	火薬類取締法による同法第三十一條第三項の試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十三 高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十九條の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第三十八條の四の二第一項の免状交付事務の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十四 經濟産業省	電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)による同法第四條の二第一項の交付又は同法第七項の書換えに關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十五 經濟産業省	電気工業の業務の適正化に關する法律(昭和四十五年法律第九十六号)による同法第三條第一項若しくは第三項の登録又は同法第十條第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十六 經濟産業省又は環境省	特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)による同法第二十三條第一項又は第二十四條第一項の認定に關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十七 国土交通省	建設業法(昭和二十四年法律第百号)による建設業の許可に關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十八 国土交通省又は建設業法第二十七條の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十九 国土交通省又は建設業法第二十七條の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に關する事務であつて総務省令で定めるもの

百 国土交通省	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)による浄化槽設備士免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一 国土交通省	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十八号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二 国土交通省又はマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第三十六条第一項に規定する指定登録機関	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律による同法第三十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三 国土交通省	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百四 国土交通省	旅行業法(昭和二十七年法律第二十三号)による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五 国土交通省又は旅行業法第二十二條の二第二項に規定する旅行業協会	旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百六 国土交通省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)第十二条第一項に規定する指定認定機関	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律による地域伝統芸能等通訳案内業の認定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百七 国土交通省又は国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第十九条第一項に規定する指定登録機関	国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百八 国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)による同法第三条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条第一項若しくは第十八条の登録、同法第十九条第一項の届出又は同法第二十二條第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百九 国土交通省	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)による同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十の登録又は同法第七十七条の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十 国土交通省	建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)による一級建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十一 国土交通省	道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条の記入、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十二 国土交通省	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)による同法第七十二条第一項の損害のてん補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十三 国土交通省	港湾運送事業法による同法第七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十四 国土交通省	船舶法による同法第五条の二第二項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十五 国土交通省又は小型船舶検査機構	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十六 国土交通省	小型船舶の登録等に関する法律による同法第二十五条第一項の交付又は同法第五項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十七 国土交通省	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条の抹消登録、同法第二十二條の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明又は同法第三十五条第一項第一号の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十八 気象庁	気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十九 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第四十八条に規定する試験機関	国家公務員法による同法第四十二条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十 人事院若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第三条第一項に規定する実施機関又は防衛庁	国家公務員災害補償法(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第三百六十八号)において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二(第三十条の七関係)

提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事	務
一 市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二 選挙管理委員会	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法第四十九条の規定による投票を行わせることにに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
三 市町村長	消防組織法(昭和二十二年法律第三百二十八号)による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
四 市町村長	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による同法第十一条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五 広島市又は長崎市の長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

六 指定都市の長	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第八十条第四項の政令で定める市の長	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十二条第一項の更新又は同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十三条第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十条第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 市町村長	公営住宅法(昭和二十八年法律第九十三号)による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)による同法第三十条第一項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)第四条第三項の政令で定める市(特別区を含む。)の長	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三(第三十条の七関係)

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事	務
一 都道府県知事	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二 都道府県知事	貸金業の規制等に関する法律による同法第三条第一項の登録、同法第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

三 都道府県知事	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 都道府県知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 都道府県知事	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 都道府県知事	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第四十八条第二項の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 都道府県知事	家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)による同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 都道府県知事	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五条第一項の登録、同法第四十一条第一項及び第四十七條第一項において準用する同法第十条第二項の登録又は同法第四十一条第一項及び第四十七條第一項において準用する同法第四十一条第二項若しくは第十二条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 都道府県知事	森林法による同法第二十五条の二第二項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第二項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の經由、同法第三十二条第一項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の經由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第二項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 都道府県知事	計量法による同法第四十条第二項(同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の經由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第六十六条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十二 都道府県知事	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第三十一条第一項(同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の更新又は同法第十三条第一項(同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三 都道府県知事	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験(都道府県知事が行うものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 都道府県知事	電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五 都道府県知事	電気工業業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 都道府県知事	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 都道府県知事	建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十八 都道府県知事	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 都道府県知事	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四号)による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 都道府県知事	不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十一条第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三条第一項の經由、同法第二十六条第一項の登録、同法第二項の經由、同法第二十七条第一項の登録又は同法第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三 都道府県知事	公営住宅法による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 都道府県知事	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第三十条第一項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五 都道府県知事	建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七 都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三十三条第一項の補償給付の支給又は同法第四十一条若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四(第三十条の七関係)

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	
一 市町村長	事 務
	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 市町村長	予防接種法による同法第十一条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 広島市又は長崎市の長	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 指定都市の長	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第八十条第四項の政令で定める市の長	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十二条第一項の更新又は同法第十三条八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十三条第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十条第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 市町村長	公営住宅法による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第三十条第一項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 公害健康被害の補償等に関する法律第四十条第三項の政令で定める市(特別区を含む。)の長	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五(第三十条の八関係)

- 一 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 貸金業の規制等に関する法律による同法第三条第一項の登録、同法第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 五 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第八条第一項の渡航先の追加、同法第九条第一項の記載事項の訂正、同法第十条第一項の再発給又は同法第十二条第一項の査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十 家畜商法による同法第三条第一項の免許又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五条第一項の登録、同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十条第二項の登録又は同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十一、十二、十七、十七条第二項若しくは第十二条の届出に関する

- 事務であつて総務省令で定めるもの
- 十二 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十三 森林法による同法第二十五条の第二項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の第二項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の経由、同法第三十二条第一項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の第二項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十四 計量法による同法第四十条第二項(同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の経由、同法第四十六条第一項の届出、同法第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同法第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第六十二条第一項の届出又は同法第六十八号の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十五 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第十二条第一項(同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十七 火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験(都道府県知事が行うものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同法第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十九 電気工事業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同法第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十二 浄化槽法による浄化槽工事業務の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十五 旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施

に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十六 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)による通訳案内業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第十二条の二、第十七条第一項、第十八条若しくは第十九条第二項の經由、同法第二十二條第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三條第一項の經由、同法第二十六條第一項の登録、同条第二項の經由、同法第二十七條第一項の登録又は同条第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八 公営住宅法による同法第十六條第一項の家賃の決定又は同法第二十三條の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第三十條第一項の認定又は同法第五十六條の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十 建築基準法による同法第七十七條の六十三第一項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十一 建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の經由又は建築士事務所の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三條第一項の補償給付の支給又は同法第四條第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(行政手続法の一部改正)
第十六條 行政手続法(平成五年法律第八十八号)

平成十四年十二月六日 衆議院會議録第十六号

の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。

第三十五條第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

(政党助成法の一部改正)

第十七條 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四十條の次に次の一条を加える。

(電磁的記録又は電磁的方法による提出)

第四十條の二 第十八條第一項若しくは第二十九條第一項の支部報告書、第十八條第二項(第二十九條第三項において準用する場合を含む。)の領収書若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書第二十九條第二項又は第三十條第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。、第十九條第四項及び第二十九條第四項において準用する第十九條第一項の監査意見書又は第三十五條の文書の提出については、総務省令で定めるところにより、当該文書又は書面の提出に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。)の提出又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。この場合においては、当該文書又は書面により

提出が行われたものとみなす。

2 前項の規定により、文書又は書面の提出が電磁的方法により行われたときは、政党の会計責任者又は政党の会計責任者であつた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該政党の会計責任者又は政党の会計責任者であつた者に到達したものとみなす。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八條 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第一項に次の二号を加える。

四 附則第十一條の二の規定(行政手続等に関する法律)

おける情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五 附則第十一條の三の規定(行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日又は第三号に定める日のいずれか遅い日)

附則第十一條の次に次の二条を加える。

(行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十一條の二 行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項を次のように改める。

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)	第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十五條及び第三十條の三第一項	第三條
	第三十條の二第三項、第三十條の三第四項、第三十條の三第七項及び第三十條の四十	第四條

第十一條の三 行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四條」の下に「第二十四條の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする場合を除く。」を加え、「第三十條の二第三項」を「第十一條の二第四項、第三十條の二第三項」に改める。

第四章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)

第十九條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第四項に次のただし書を加える。

但行政手続等に関する情報通信の技術の利

用に関する法律(平成十四年法律第 号)

第三條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ第一項(第二十四條ノ二第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル交付ノ請求又ハ第二項(第二十四條ノ二第三項及ビ第二十四條ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ請求ヲ為ストキハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十六條第一項中「登記ハ」の下に「行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ申請スル場合ヲ除ク外」を加える。

第四十七條に次の一項を加える。

行政手続等に関する情報通信の技術の利用に

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

平成十四年十二月六日 衆議院會議録第十六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

二八

関する法律第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ為ス登記ノ申請ニ付テハ第一項ノ規定中申請書ヘノ記載ニ関スル部分及び第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第五百五十一條ノ三第七項に次のただし書を加える。

但行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ第一項、第二項又ハ第五項ノ請求ヲ為ストキハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

(戸籍法の一部改正)

第二十條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第百十七條の六の次に次の一條を加える。

第百十七條の七 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。

第四十七條の規定は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。

第四十條又は民法第七百四十一條若しくは第八百一條の規定による届出及び第四十一條の規定による証書の謄本の提出については、情報通信技術利用法第三条の規定は、適用し

ない。

戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六條の規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第二十一條 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二に次の一項を加える。

10. 前項に規定する証明及び証明の請求については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第十三條第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十一條若しくは第十二條第一項又は同條第二項において準用する第十一條第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ

る。

第十六條第一項中「場合」の下に「及び情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合」を加える。

第二十一條の見出しを「(受付)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

第百十三條の五第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術利用法第三条第一項

の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百十三條の三又は前條第一項若しくは第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ

る。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第二十二條 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ

る。

(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第二十三條 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ

る。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第二十四條 後見登記等に関する法律(平成十一

年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ

(人権擁護法の一部改正)

第二十五條 人権擁護法(平成十四年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第六十八條に次の一項を加える。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は国土交通大臣が行う報告書の作成及び送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号)第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令又は国土交通省令」とする。

第七十二條に次の一項を加える。

3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、

人事院規則、

国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

第七十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項において読み替えて準用する第六十二條第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

第七十八條に次の一項を加える。

3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

省令」とする。

第七十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項において読み替えて準用する第六十二條第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

附則第八條を第十條とし、第七條を第九條とし、第六條を第八條とし、第五條の次に次の二條を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第六條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條中「公安審査委員会規則」の下に、「人権委員会規則」を、同条ただし書中「公安審査委員会」の下に、「人権委員会」を加える。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第七條 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七號)第四十四條の二中「公安審査委員会規則」の下に、「人権委員会規則」を加える。

第五章 外務省関係

(旅券法の一部改正)

第二十六條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七號)の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。

5 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請しようとする者は、第一項本文の規定にかかわらず、都道府県に出頭することを要しない。この場合において、同項第二号から第六号までに掲げる書類及び写真は、郵送その他の外務省令で定める方法により提出することができる。

第七條第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、都道府県知事は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請した者に一般旅券を交付するに当たり、当該申請者が人違いでないことを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これを立証する書類の提示又は提出を当該申請者に求めることができる。

第八條第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第九條第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十二條第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第二十一條の三中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六章 財務省関係

(財政法の一部改正)

第二十七條 財政法(昭和二十二年法律第三十四

号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「通知するとともに」の下に「、財務大臣が定める場合を除き」を加える。

第四十六條の次に次の三條を加える。

第四十六條の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條及び第四條の規定は、適用しない。

第四十六條の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等(書類、調書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

第四十六條の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提

平成十四年十二月六日 衆議院會議録第十六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び同報告書

三〇

出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(会計法の一部改正)

第二十八條 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「基いて」を「基づいて」に、「以下国庫金振替書という」を「以下、国庫金振替書という。」若しくは日本銀行をして支払をなさしめるための支払指図書(以下「支払指図書」という)に改める。

第二十四条第一項中「国庫金振替書」の下に「若しくは支払指図書」を加える。

第四十九條の次に次の三條を加える。

第四十九條の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條、第四條及び第六條の規定は、適用しない。

第四十九條の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等(書類、計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該書類等の作成に

代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置を執らなければならない。

第四十九條の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(国有財産法の一部改正)

第二十九條 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 台帳、報告書及び計算書」を「第四章 台帳、報告書及び計算書」に改める。

第三十二條第二項中「基く」を「基づく」に改め、「記載し」の下に、「又は記録し」を加える。

第五章 雑則

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十八條の二 この法律又はこの法律に基づ

く命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條、第四條及び第六條の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第三十八條の三 この法律(第三十一條の第三項を除く。)又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等(報告書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第三十八條の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算

機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第三十條 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五條第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、当該銀行等又は郵政官署を経由しないで報告することができる。

第六十九條の二を次のように改める。

第六十九條の二 削除

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正)

第三十一條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「左」を「次に」、「書面」を「書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)(財務省令で定めるものに限る。))を含む。第十條において同じ。)」に、「但し」を「ただし」に、「契約書」を「契約書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」に改める。

第六條第一項中「支払請求書を受理したを」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国が相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失による場合にあっては、当該請求の拒否を通知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失による場合にあっては、適法な支払請求があつたものとし、ないものとする。

第十條中「第四條但書」を「第四條ただし書」に、「請求書を提出」を「支払請求を」に改める。
第十一條の次に次の二條を加える。
（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）
第十一條の二 この法律の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号）第三條及び第四條の規定は、適用しない。

（電磁的方法による手続）
第十一條の三 第五條、第六條及び第十條の規定に基づき相手方が行う通知又は請求が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）により行われたときは、国の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国に到達したものとみなす。
2 第六條第二項の規定に基づき国が行う通知が電磁的方法により行われたときは、相手方

の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。
（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）
第三十二條 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第四項中「を記載を」の記載又は記録を「に」、「但しを」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができ」を「この限りでない」に改め、同條第五項中「旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した」を「前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかつた」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「を記載を」の記載又は記録を「に改め、同條第六項中「記載事項及び様式」を「記載事項又は記録事項、様式その他の必要な事項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。
6 前二項の旅行命令簿等の提示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号）第四條の規定は、適用しない。

第十三條第一項中「に必要な書類を」を「当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に必要な資料」に、「此の場合を」を「この場合」に、「添附書類を」を「資料」に、「その書類を」を「その資料」に改め、同條第五項中「添附書類を」を「資料」に改め、同條第五項中「記載事項又は記録事項」を「記載事項又は記録事項」に改め、「給与

の種類」の下に「その他の必要な事項」を加え、同項を同條第八項とし、同條第四項の次に次の三項を加える。
5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。
6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出官等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
7 第一項の請求書又は資料の提出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條の規定は、適用しない。
（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）
第三十三條 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「作製し」を「作成し」に、「添えて」を「添え、書面をもつて」に、「但しを」を「た」に改める。
第八條第一項中「その理由を」を「その理由を」に改める。
第十一條の次に次の三條を加える。
（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）
第十二條 第五條第一項（第九條第二項において準用する場合を含む。次條及び第十四條において同じ。）の規定による再審の請求又は第

八條第一項（第九條第二項において準用する場合を含む。次條及び第十四條において同じ。）の規定による意見の表示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号）第三條及び第四條の規定は、適用しない。
（電磁的記録による作成）
第十三條 第五條第一項又は第八條第一項の規定により作成することとされている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの）（第五條第一項の規定による書類については会計検査院規則をもつて定めるもの）をいう。次條第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類とみなす。
（電磁的方法による提出）
第十四條 第五條第一項又は第八條第一項の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるもの）（第五條第一項の規定による書類の提出については会計検査院規則をもつて定めるもの）をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。
2 第五條第一項又は第八條第一項の規定による書類の提出が前項の規定により電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備え

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

平成十四年十二月六日 衆議院會議録第十六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

平成十四年十二月六日 衆議院會議録第十八号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

三三一

られたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

第三十四条 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「財産目録」の下に「これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものを含む。次条第一項において同じ。）を含む。」を加える。

第十九条第一項中「毎事業年度の決算報告書」の下に「（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第二十一条までにおいて同じ。）を加える。

（税理士法の一部改正）

第三十五条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「提出する書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を加える。

第三十四条中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

（国税収納金整理資金に関する法律の一部改正）
第三十六条 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「国庫金振替書」の下に「若しくは支払指図書」を加える。

第十六条第一項中「を複製を（当該国税収納金整理資金受払計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を作成」に改める。

（関税法の一部改正）

第三十七条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の九第二項中「承認に対する準用」の下に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外」を加える。

第九条の四中「証券で納付すること」を「証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第三十八条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「行なう」を「行う」に、「とする」を「と、又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重

量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること」を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とするに改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正）

第二十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の三条を加える。
（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

（電磁的記録による作成）

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等）の人の知覚によつて認識することができる情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等

に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（物品管理法の一部改正）

第四十条 物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第四十条の次に次の三条を加える。
（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為について

は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号) 第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等(報告書、物品増減及び現在額総計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時

平成十四年十二月六日 衆議院会議録第十六号

に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第四十一条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「記載し」の下に、「又は記録し」を加える。

第二十一条第一項及び第二項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十六条第七号中「記載し」の下に、「又は記録し」を加える。

第四十条の次に次の三条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号) 第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等(報告書、債権現在額総計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において

(電磁的方法による提出)

第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号) 第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をするに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をするに代えることができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

同じ。)の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(国税徴収法の一部改正)

第四十二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項に後段として、次のように加える。

この場合において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号) 第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をするに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をするに代えることができる。

(農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部改正)

第四十三条 農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「計算書」の下に「(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この条において同じ。))」を加える。

第四十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「証券で納付すること」を「証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること(自動車重量税、自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号) 第十四条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。又は登録免許税(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号) 第二十九条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。))の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)又は登録免許税法第二十四条の二(電子情報処理組織による登記等の申請の場合の納付の特例)に規定する財務省令で定める方法により納付すること」に改める。

第八十七条に次の二項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平

成十四年法律第 号。第九十三條第四項

において「情報通信技術利用法」という。第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、審査請求書の正副二通が提出されたものとみなす。

6 前項の審査請求に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十三條第五項において同じ。)については、審査請求書の正本又は副本とみなして、第八十八條第二項(処分庁経由による審査請求)及び第九十三條第一項(答弁書の提出等)の規定を適用する。

第九十三條第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁書が提出された場合には、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。

5 前項の答弁書に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、次項の規定を適用する。

(自動車検査登録特別会計法の一部改正)

第四十五條 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「自動車検査登録印紙売渡収入」の下に、「道路運送車両法第二百一條第二項ただし書の規定による手数料」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第四十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二條の下に」・「第三十三條」を加える。

第五條第十三号中「認可」の下に、「認定」を加える。

第八條第一項中「所在地」の下に「(第二十四條の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付する場合にあつては、政令で定める場所)」を加える。

第二十四條第一項中「認可」の下に、「認定」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)

第二十四條の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十一條から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。

2 前項に規定する場合において、免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を同項に規定する財務省令で定める方法により国に納付するときは、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該

免許等をする日から一月を経過する日後としなければならない。

3 第一項に規定する場合において、登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一條から前条までの規定により国に納付するときは、第二十一條及び第二十二條中「当該登記等の申請書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、第二十三條第一項中「当該登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、同条第二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

第二十五條中「前条第一項を」第二十四條第一項に、「にあつては、当該書類が提出されたときを」及び前条第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合にあつては、財務省令で定めるときに改め、「次条第三項の規定」の下に「(前条第三項の規定により読み替えて適用される第二十二條又は第二十三條第二項の規定を含む)」を加え、「官庁を」第二十三條の官庁に、「場合には、を」場合に「あつては」に、「以下この章において同じを」とし、前条第三項の規定により第二十二條及び第二十三條第二項の規定が読み替えて適用される場合に「あつては」登記機関の定める書類とするに改める。

第二十六條第一項中「免許等である場合には、第二十四條第一項に規定する書類を」官庁又は公署の嘱託による場合に「あつては」当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合に「あつては」財務省令で定める場合に「あつては」財務省令で定める書類とするに改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等の申請書に記載された登録免許税を第二十四條の二第一

項に規定する財務省令で定める方法により納付しているときは、第二項に規定する差額に相当する登録免許税を当該方法により国に納付することができる。

第二十七條中「掲げる時を」を「定める時」に改め、同条第二号中「第二十四條第一項」の下に「又は第二十四條の二第二項」を加える。

第二十八條第一項及び第二十九條第二項中「第二十四條を」第二十四條の二に、「若しくは第三項を」から第四項までに改める。

第三十一條第二項中「申請書」の下に「当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合に「あつては」当該登記等の嘱託書とし、を」を加え、場合には、第二十四條第一項に規定する書類。以下この条において同じを」場合に「あつては」財務省令で定める書類とするに、「同項を」第二十四條第一項又は第二十四條の二第二項に改め、同条第三項中「申請書」の下に「(当該登記等が第二十三條の官庁又は公署の嘱託による場合に「あつては」当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合に「あつては」財務省令で定める書類とし、第二十四條の二第三項の規定により第二十一條から第二十三條までの規定が読み替えて適用される場合に「あつては」登記機関の定める書類とする。次項において同じ)」を加え、同条第六項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第二号中「前項を」第五項に改め、同条第四号中「掲げる」を「定める」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第八項とする。

五 第二十四條の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付の基因となる登記等の申請をしなかつた場合、第六項の出出があつた日(同項の出出がなかつた場

合に於ては、当該申請書の提出がなかつた場合、第六項の出出があつた日(同項の出出がなかつた場

合には、前項に規定する六月を経過する日)

第三十一条第五項の次に次の二項を加える。

6 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることをやめる場合には、当該登録免許税を納付した者は、当該納付した日から六月を経過する日までに、政令で定めるところによりその旨を登記機関に申し出て、当該登録免許税の額その他政令で定める事項を当該登録免許税を納付した者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し通知をすべき旨の請求をすることができる。

7 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該納付した日から六月を経過する日までに当該登録免許税の納付に係る登記等の申請をしなかつた場合には、前項の請求があつたものとみなす。

第四章に次の一条を加える。

(電子情報処理組織を使用した登記等の申請等)

第三十三条 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三十一条(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行った場合には、当該登記等の申請又は嘱託は同法第二条第三号(定義)に規定する書面等により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

平成十四年十二月六日 衆議院会議録第十六号

2 前項に規定する場合において、第四条第二

項に規定する財務省令で定める書類の添付の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(通関業法の一部改正)

第四十七条 通関業法(昭和四十二年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ中「準ずる書類」の下に「その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

(自動車重量税法の一部改正)

第四十八条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「所在地」の下に「(第十条の二に規定する財務省令で定める方法により自動車重量税を納付する場合にあつては、政令で定める場所)」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)

第十条の二 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る申請又は届出を行う場合には、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を、第八条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができ。

第十二条第一項中「添付を」を「添付」に改め、「領収証書の金額」の下に「若しくは第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付された自動車重量税の額」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る自動車重量税を第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付しているときは、第一項の不足額に相当する自動車重量税を当該方法により国に納付することができる。

第十三条第一項及び第十四条第二項中「第十条を」を「第十条の二に、若しくは第三項を」から第四項まで」に改める。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第四十九条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「以下「運用実績報告書」というを」を「当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務省令で定めるものをいう。)を含む。以下「運用実績報告書」というに改める。

第五条中「当該運用対象区分」とあるのは「それぞれ」との下に、「財務省令」とあるのは「総務省令・財務省令」とを加える。

附則第四項中「それぞれ」と、「翌年度」とあるのは「実績をそれぞれ」と、「翌年度をそれぞれ」と、「財務省令」とあるのは「実績をそれぞれ」と、「財務省令」に改める。

(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第五条の二 第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告等及び申告等に対する処分の通知については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条(電子情報処理組織による申請等)及び第四条(電子情報処理組織による処分通知等)の規定は、適用しない。

(決算調整資金に関する法律の一部改正)

第五十一条 決算調整資金に関する法律(昭和五十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「計算書」の下に「(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

(登記特別会計法の一部改正)

第五十二条 登記特別会計法(昭和六十年法律第

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

平成十四年十二月六日 衆議院會議録第十六号

五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「受入金」の下に「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二十一条第四項ただし書及び第五百十一条ノ第三項ただし書並びに商業登記法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第十三条第二項ただし書及び第五百十三号の五第二項ただし書の規定(他の法令において準用する場合を含む。)並びに電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)第三条第四項ただし書、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百四号)第十六条第二項ただし書、後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五百一十二号)第十一条第二項ただし書及び「収入金及び」を「収入金並びに」に改める。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第五十三条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第九条の二 国税関係帳簿書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六条(行政機関等の電磁的記録による作成等)の規定は、適用しない。

(中小企業総合事業団法の一部改正)

第五十四条 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

三六

第三十一条第一項中「財務諸表の下に」(当該財務諸表に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの)をいう。第四項において同じ。)を含む。」を加え、同条第四項中「関する決算報告書」の下に「(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第九項において同じ。)」を加える。

(国際協力銀行法の一部改正)

第五十五条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「貸借対照表」の下に「(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの)をいう。以下この項及び第四十三条第一項において同じ。)を含む。」を加え、「損益計算書」の下に「(当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

第四十三条第一項中「毎事業年度の決算報告書」の下に「(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第五十六条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「貸借対照表」の下に「(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚

によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの)をいう。以下この項及び第四十条第一項において同じ。)を含む。」を加え、「損益計算書」の下に「(当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

第四十条第一項中「毎事業年度の決算報告書」の下に「(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

(貨幣回収準備資金に関する法律の一部改正)

第五十七条 貨幣回収準備資金に関する法律(平成十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「計算書」の下に「(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの)を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第七章 厚生労働省関係

(食品衛生法の一部改正)

第五十八条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項を削る。

第五条第二項ただし書中「第二条第七項の電子計算機を、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)」に改める。

第十八条の二を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法

律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「(以下「申請書等」という)を「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。第二号において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。をいう。以下同じに改め、同項第二号中「(第一号に掲げる書類を「その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。申請書等」に改める。

第八章 農林水産省関係

(植物防疫法の一部改正)

第六十条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項を削る。

第六条第一項第二号中「第二条第五項の電子計算機を「植物防疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)」に改める。

第九条の二を削る。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第六十一条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の二」を「第四十六条」に改める。

第二条第三項を削る。

第三十七条第二項第二号中「第二条第三項の電子計算機を「動物検疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)」に改める。

第四十六条の二を削る。

(種苗法の一部改正)

第六十二条 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第四十六条第一項第二号中「若しくは抄本又は品種登録簿のうち磁気ディスクをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類を」又は抄本に改める。

第九章 経済産業省関係

(鉱業法の一部改正)

第六十三条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「取扱」を「取扱い」に改め、「第一種郵便物」の下に「その他の経済産業省令で定める方法を加え、左にを次に」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第六十四条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項及び第三十二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める場合は、登録簿の贈本の添付を省略することができる。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第六十五条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項及び第四項中「第四十八條第二項を」第四十八條第一項に改める。

第四十八條の見出しを「(贈本等の交付及び閲覧等の請求)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「若しくは回路配置原簿のうち磁気

テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四十九条第一項第三号中「前条第二項を」前条第一項に、「若しくは抄本又は回路配置原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類を」又は抄本に改め、同項第四号中「前条第二項を」前条第一項に改める。

(工業所有権に関する手続の特例に関する法律の一部改正)

第六十六条 工業所有権に関する手続の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第四十條・第四十一條)を」(第四十條・第四十二條)に、「(第四十二條・第四十三條)を」(第四十三條・第四十五條)に改める。

第一条中「及び商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)を、商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)以下「国際出願法」という。」に改める。

第二条第一項中「入出力装置と」を「電子計算機と」に改め、同条第二項中「商標法」の下に「国際出願法を加え、同条第三項中「又は商標法を、商標法又は国際出願法」に改める。

第三条第一項中「若しくは」の下に「経済産業大臣を加え、政令を」経済産業省令に改め、同条第二項中「前条第一項の下に」特許庁の使用に係る」を加える。

第四条第一項中「特許庁長官を」経済産業大臣、特許庁長官に、「判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て若しくは審判に関する記録を」審判に関する記録その他の特

許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為に、「政令を」経済産業省令に改め、同条第三項を削る。

第五条第一項中「特許庁長官を」経済産業大臣、特許庁長官に、「政令を」経済産業省令に改め、同条第三項中「入出力装置を」電子計算機に改める。

第六条第一項中「政令を」経済産業省令に改める。

第七条第一項中「(政令で定める手続を除く。を)のうち特許出願その他の経済産業省令で定めるもの(以下「指定特定手続」という。)」に、「政令で定める期間内を」経済産業省令で定める期間内に改め、同条第二項中「特定手続(前項の政令で定める手続を除く。を)」を「指定特定手続」に、「同項を」前項に改める。

第八条第一項中「特定手続その他を」指定特定手続その他経済産業大臣に、「政令で定めるものを」経済産業省令で定めるものに、「特定手続等」を「指定特定手続等」に、「特定手続(前条第一項の政令で定める手続を除く。を)」を「指定特定手続」に、「同項を」前条第一項に改め、同条第二項中「特定手続等」を「指定特定手続等」に改める。

第十一条中「政令を」経済産業省令に改める。

第十二条第一項中、「政令を、経済産業省令に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国際出願(国際出願法第二条に規定する国際出願をいう。以下同じ)に係る事項については、この限りでない。

第十二条第一項第一号中「事項」の下に「(経済産業省令で定める手続に係る事項に限る。を)を加え、同項第二号中「政令を」経済産業省令に

改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、国際出願に係る事項については、この限りでない。

第十四条第一項中「若しくは商標法を、商標法に、」の手数料(政令を)若しくは国際出願法第八條第四項、第十二條第三項若しくは第十八條第一項の手数料(経済産業省令)に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。

第四十四条を第四十五條とし、第四十三條を第四十四條とし、第四十二條を第四十三條とし、第五章中第四十一條の次に次の一條を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第四十二条 特許等関係法令の規定による手続等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第二條第十号に規定する手続等をいう。)については、同法第三條から第六條までの規定は、適用しない。

第十章 国土交通省関係
(建設業法の一部改正)

第六十七条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の四第三項を削る。

(海事代理士法の一部改正)

第六十八条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基くを」基づくに、「書類の作製」を「書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的

平成十四年十二月六日 衆議院會議録第十六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

三八

方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)の作成に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第六十九条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第百二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律

第 号)第三条第一項の規定により同項

に規定する電子情報処理組織を使用して前項

第一号、第二号、第五号、第七号から第十号

まで又は第十二号の申請等をする場合には、

国土交通省令で定めるところにより、現金を

もつてすることが出来る。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の

一部改正)

第七十条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する

法律(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を

次のように改正する。

第五十一条の三第二項に次のただし書を加え

る。

ただし、行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する法律(平成十四年法律

第 号)第三条第一項の規定により同項

に規定する電子情報処理組織を使用して前項
第一号、第二号、第五号、第七号から第十号
まで又は第十二号の申請等をする場合には、
国土交通省令で定めるところにより、現金を
もつてすることが出来る。
(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の
一部改正)
第七十条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する
法律(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を
次のように改正する。
第五十一条の三第二項に次のただし書を加え
る。
ただし、行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する法律(平成十四年法律
第 号)第三条第一項の規定により同項
に規定する電子情報処理組織を使用して前項
各号の確認、登録、検査、交付又は再交付若
しくは書換えに係る申請をする場合には、国
土交通省令で定めるところにより、現金を
もつてすることが出来る。
第十一章 環境省関係
(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び
管理の改善の促進に関する法律の一部改正)
第七十一条 特定化学物質の環境への排出量の把

握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成
十一年法律第八十六号)の一部を次のように改
正する。

第二条第七項を削る。

第二十条の見出しを「(磁気ディスクによる屈
出等)」に改め、同条第一項及び第二項中「電子
情報処理組織を使用して又は」を削り、同条第
三項及び第四項を削り、同条第五項中「電子情
報処理組織を使用して又は」を削り、同項を同
条第三項とする。

第二十一条第一項中第一号を削り、第二号を
第一号とし、第三号を第一号とし、第四号を第
三号とし、同項に次の一号を加える。

四 第十条第一項の規定による請求及び第十
一条の規定による開示に関する事項並びに
第二十条第三項に定める事項については、
経済産業大臣、環境大臣又は当該第一種指
定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管
する大臣

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通
信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律
第 号)の施行の日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第六条の規定 古物営業法の一部を改正す
る法律(平成十四年法律第 号)の公布の
日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

二 第七条の規定 私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律の一部を改正する法律
(平成十四年法律第四十七号)附則第一条ただ
し書に定める日又はこの法律の施行の日のい
ずれか遅い日

三 第十一条(地方税法第百五十一条の改正規

定、同条の次に一条を加える改正規定及び同
法第百六十三条の改正規定に限る。)、第十九
条(不動産登記法第二十一条第四項及び同法
第百五十一条ノ三第七項にただし書を加える
改正規定に限る。)、第二十一条(商業登記法
第十三条第二項及び同法第百三十三号の五第
二項にただし書を加える改正規定に限る。)、第
二十二条から第二十四条まで、第三十七条
(関税法第九条の四の改正規定に限る。)、第
三十八条、第四十四条(国税通則法第三十四
条第一項の改正規定に限る。)、第四十五条、
第四十八条(自動車重量税法第十条の次に一
条を加える改正規定に限る。)、第五十二条、
第六十九条及び第七十条の規定 この法律の
公布の日から起算して二年を超えない範囲内
において政令で定める日

四 第十五条の規定 住民基本台帳法の一部を
改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)
の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれ
か遅い日

五 第十八条の規定 この法律の公布の日

六 第二十五条の規定 人権擁護法の施行の日
又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

七 第五十七条の規定 貨幣回収準備資金に関
する法律の施行の日又はこの法律の施行の日
のいずれか遅い日

八 第六十六条中工業所有権に関する手続等の
特例に関する法律第二条第一項、第三条から
第八条まで、第十一条、第十二条及び第十四
条の改正規定 この法律の公布の日から起算
して一年を超えない範囲内において政令で定
める日

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を
改正する法律(平成十四年法律第 号)の

公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか
遅い日

十 附則第十一条の規定 証券決済制度等の
改革による証券市場の整備のための関係法
律の整備等に関する法律(平成十四年法律
第 号)の公布の日又はこの法律の公布
の日のいずれか遅い日

十一 附則第十二条の規定 行政機関の保有す
る個人情報保護に関する法律等の施行に伴
う関係法律の整備等に関する法律(平成十四
年法律第 号)の公布の日又はこの法律
の公布の日のいずれか遅い日

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の日から平成十四年十二
月三十一日までの間における第十一条の規定に
よる改正後の地方税法(次項において「新地方税
法」という。第百五十八号の二の規定の適用
については、同条中「第百八十二条の二第一
項の規定による閲覧、第百八十七条第一項の
規定による備付け、同条第三項の規定による閱
覧、第四百十五号第一項の規定による作成、第
四百十六号第一項の規定による縦覧、第四百十
九号第四項の規定による作成及び同条第六項」
とあるのは「第百八十七号第一項の規定によ
る備付け並びに第四百十五号第一項及び第四
百十九号第三項」と、「第四百、第五号」とある
のは「第五号」とする。
2 平成十五年一月一日から同年三月三十一日ま
での間における新地方税法第百五十八号の二
の規定の適用については、同条中「第百八十
二条の二第一項の規定による閲覧、第百八十
七号第一項の規定による備付け、同条第三項の
規定による閲覧」とあるのは「第百八十七号第
一項の規定による備付け」と、「第四百、第五
条」とあるのは「第五号」とする。

(登録免許税に関する経過措置)

第三条 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間における納付すべき登録免許税についての第四十六条の規定による改正後の登録免許税法(以下この条において「新登録免許税法」という。)第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二十一条から前条までに定める方法により国に納付することができる」とあるのは、「第二十一条から前条までに定める方法により国に納付しなければならない」とし、新登録免許税法第二十六条第四項並びに第三十一条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

2 財務大臣が指定する登記等(登録免許税法第二十一条に規定する登記等をいう。以下この項において同じ。)を受ける者又は官庁若しくは公署が当該登記等の申請又は嘱託を前項の政令で定める日から財務大臣が指定する日までの間に行う場合における新登録免許税法第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二十一条から前条までに定める方法により国に納付することができる」とあるのは、「第二十一条から前条までに定める方法により国に納付しなければならない」とし、新登録免許税法第二十六条第四項並びに第三十一条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第七十条から」

平成十四年十二月六日 衆議院会議録第百十八号

を「第六十九条の五から」に改める。

一 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十五条の四

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第八八条

(漁業法の一部改正)

第七条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表第四十四条第一項の項中「事項の全部又は一部を」全部若しくは一部の事項又は当該事項に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第八条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表第十九条第四項の項中「事項の全部又は一部を記載した書類。第二十九条第二項において同じ。」を「全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類に改め、同表第四十四条第一項の項中「事項の全部又は一部を」全部若しくは一部の事項又は当該事項に改める。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第九条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「同項第二号ロ中「営業所」とあるのは「支店」と、同号ハを「同項第二号ロ」に、「イからハまで」を「イ又はロ」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「から施行するを」から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)第十五条の規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行するに改める。

附則第六十一条の次に次の一条を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六十一条の二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の項中「第六十九条の九第二項を」第百二十六条第二項に改める。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条に次の一号を加える。

三 附則第八十条の二の規定 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)第十五条の規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

日

附則第八十条の次に次の一条を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第八十条の二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第百五十六條の三第三項を」第百五十六條の二十四第一項に改める。

(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十二条 行政機関の保有する個人情報の保護に

関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条中「同条を」第百七十七條の七を第百七十七條の八とし、第百七十七條の六に改める。

第十六條を次のように改める。

(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第十六條 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第十三條の二 債権譲渡登記ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報)をいう。については、同法第四章の規定は、適用しない。

第二十八條中半導体集積回路の回路配置に関する法律第四十八條に一項を加える改正規定を次のように改める。

第四十八條に次の一項を加える。

3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報)をいう。については、同法第四章の規定は、適用しない。

附則第五條中、「第十六條第一項を」第十七條第一項に削る。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出第一〇三号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「情報通信技術利用法」という。)の施行に伴い、会計検査院法第七十一法律の規定の整備等を行うものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 既に電子情報処理組織による手続等を行っている法律との適用関係に係る規定整備
既に電子情報処理組織による手続等について法律上の規定整備を行っている法律と情報通信技術利用法との適用関係の整理について、所要の規定を整備するものとする。
- 2 主務省令に係る規定整備
情報通信技術利用法に規定する主務省令とは異なる委任の取扱いが必要な場合について、所要の規定を整備するものとする。
- 3 手数料の納付方法に係る規定整備
法律の規定により印紙による納付を義務付けている手続の手数料納付に関して、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合の納付の特例について、所要の規定を整備するものとする。
- 4 手続の簡素化に係る規定整備
手続の簡素化を行う場合について、所要の規定を整備するものとする。
- 5 歳入又は歳出の電子化等に係る規定整備
歳入又は歳出の電子化等に係るものについて

て、所要の規定を整備するものとする。

6 国税及び地方税関係

電子情報処理組織を使用して納税を行う場合について、所要の規定を整備するものとする。

7 その他

その他関係規定の所要の整備等を行うものとする。

8 施行期日等

(一) この法律の規定は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日から施行するものとする。ただし、一部の規定については所定の日から施行するものとする。

(二) 所要の経過措置等を規定するものとする。

二 議案の可決理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行うものとする本案は、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十四年十二月五日

総務委員長 遠藤 武彦
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記の事項の実現に努めるべきである。

一 電子政府、電子自治体の構築に当たっては、あくまでも国民の利便性の向上との観点から国民の理解を得つつ、行政サービスの質の向上が図られるよう情報通信基盤の整備を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体にに対し、必要な支援を行うこと。

二 情報通信技術の利用の有無により行政サービスの内容に差異が生じることのないよう十分留意するとともに、国民の情報通信利用技術の向上のための施策を一層進めること。

三 行政手続のオンライン化、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、技術革新に対応したセキュリティ対策、個人情報保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。

四 行政手続のオンライン等に從事する関係者のモラルの維持・向上、徹底したデータの管理、法令の遵守、責任体制の明確化を図ること。

五 プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用・安易な利用の拡大を行わないこと。

六 本年八月に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、セキュリティを確保

する観点から、地方公共団体において、その実施状況を自ら点検し、必要に応じ外部監査を受けるようにするとともに、政府は住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について適時公表すること。

七 行政手続のオンライン化が国民生活及び国民の権利に密接に関係し、市町村ことに取り組み状況が異なることにかんがみ、本法律施行に伴う政省令の制定及びその運用に当たっては、国会における論議及び地方公共団体等の意見を十分踏まえるとともに、状況の変化に応じて必要な見直しを行うこと。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月二十二日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 綿貫 民輔殿

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 認証業務

第一節 電子証明書(第三条・第十六条)

第二節 署名検証者に対する失効情報等の提供(第十七条・第十九条)

第三章 認証業務情報等の保護(第二十条・第三十三条)

第四章 指定認証機関(第三十四条―第五十四
条)

第五章 雑則(第五十五条―第六十条)

第六章 罰則(第六十一条―第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電子署名に係る地方公共団
体の認証業務に関する制度その他必要な事項を
定めることにより、電磁的方式による申請、届
出その他の手続における電子署名の円滑な利用
の促進を図り、もって住民の利便性の向上並び
に国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び
効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電子
署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法
律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名
であつて、総務省令で定める基準に適合するも
のをいう。

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行
う電子署名についてその業務を利用する者以下
「利用者」という。又は第十七条第四項に規定
する署名検証者の求めに応じて行う利用者署名
検証符号(当該利用者が電子署名を行うために
用いる符号(以下「利用者署名符号」という。と
総務省令で定めるところにより対応する符号で
あつて、当該電子署名が当該利用者署名符号を
用いて行われたものであることを確認するため
に用いられるものをいう。以下同じ。))が当該利
用者に係るものであることの証明に関する業務
をいう。

平成十四年十二月六日 衆議院会議録第十六号

第二章 認証業務

第一節 電子証明書

(電子証明書の発行)

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、そ
の者が記録されている住民基本台帳を備える市
町村(特別区を含む。以下同じ。))の市町村長特
別区の区長を含む。以下同じ。))を経由して、当
該市町村を包括する都道府県の都道府県知事に
対し、自己に係る電子証明書利用者署名検証
符号が当該利用者に係るものであることを証明
するために作成される電磁的記録(電子的方
式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識
することができない方式で作られる記録であつ
て、電子計算機による情報処理の用に供される
ものをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))の
発行の申請をすることができ、

2 前項の申請をしようとする者(以下この条に
おいて「申請者」という。))は、その者が記録され
ている住民基本台帳を備える市町村の市町村長
(以下「住所地市町村長」という。))に対し、政令
で定めるところにより、当該申請者に係る住民
票に記載されている事項のうち住民基本台帳法
(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号か
ら第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に
掲げる事項については、住所とする。))を記載し
た申請書(以下この条において「申請書」とい
う。))を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書
の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の
備える住民基本台帳に記録されている者である
ことの確認(以下この条において「利用者確認
」という。))をするものとし、利用者確認のため、

総務省令で定めるところにより、これを証明す
る書類の提示又は提出を申請者に求めることが
できる。

4 住所地市町村長により利用者確認を受けた申
請者は、住所地市町村長の使用に係る電子計算
機を用いて、総務省令で定める基準により、利
用者署名符号及びこれと対応する利用者署名検
証符号を作成し、これらを住民基本台帳法第三
十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳
カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒
体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同
じ。))に記録するとともに、当該利用者署名検証
符号を住所地市町村長に通知するものとする。

5 住所地市町村長は、総務省令で定めるところ
により、利用者確認をした申請者に係る申請書
の内容及び利用者署名検証符号を都道府県知事
に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた都道府県知事
は、総務省令で定めるところにより、当該都道
府県知事が電子署名を行った当該申請に係る電
子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通
知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村
長は、総務省令で定めるところにより、当該通
知に係る電子証明書を第四項の電磁的記録媒体
に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び利用者
署名検証符号の通知並びに第六項の規定による
電子証明書の通知は、総務省令で定めるところ
により、住所地市町村長又は都道府県知事の使
用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて
相手方である都道府県知事又は住所地市町村長

の使用に係る電子計算機に送信することによつ
て行うものとする。

(利用者署名符号の適切な管理)

第四条 利用者は、総務省令で定めるところによ
り、当該利用者に係る利用者署名符号の漏え
い、滅失及びき損の防止その他利用者署名符号
の適切な管理を行わなければならない。

(電子証明書の有効期間)

第五条 電子証明書の有効期間は、当該電子証明
書の発行の日から起算して三年とする。

(電子証明書の二重発行の禁止)

第六条 利用者は、当該利用者に係る電子証明書
が第十五条第一項の規定により効力を失わない
限り、重ねて電子証明書の発行を受けることが
できない。

(電子証明書の記録事項)

第七条 電子証明書には、次に掲げる事項を記録
するものとする。

- 一 電子証明書の発行の番号、発行年月日及び
有効期間の満了する日
- 二 利用者署名検証符号及び当該利用者署名検
証符号に関する事項で総務省令で定めるもの
- 三 利用者に係る住民票に記載されている事項
のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三
号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げ
る事項については、住所とする。))
- 四 その他総務省令で定める事項

(発行記録の記録)

第八条 電子証明書を発行した都道府県知事は、
総務省令で定めるところにより、当該電子証明
書(当該電子証明書について当該都道府県知事
が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。以

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案及び同報告書

下「発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(電子証明書の失効を求める旨の申請)

第九条 利用者は、当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事に対し、当該電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができ

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「申請書の内容及び利用者署名検証符号」とあるのは「申請書の内容及び署名検証符号の通知並びに第六項の規定による電子証明書の通知」とあるのは「申請書の内容の通知」と、「住所地球町村長又は都道府県知事」とあるのは「住所地球町村長」と、「都道府県知事又は住所地球町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができ

4 第一項の規定による申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

律(平成十四年法律第 号)第三条の規定は、適用しない。

(利用者署名符号の漏えい等があった旨の届出)

第十条 利用者は、第三条第四項の規定により作成した利用者署名符号が漏えいし、滅失し、若しくは損壊したとき、又は当該利用者署名符号を記録した同項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地球町村長を経由して、速やかに当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「申請をしようとする者」とあるのは「届出をしようとする者」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び利用者署名検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者署名検証符号の通知並びに第六項の規定による電子証明書の通知」とあるのは「届出書の内容の通知」と、「住所地球町村長又は都道府県知事」とあるのは「住所地球町村長」と、「都道府県知事又は住所地球町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(失効申請等情報の記録)

第十一条 第九条第一項の規定による申請又は前条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該申請又は届出に係る電子証

明書の発行の番号、第九条第一項の規定による申請があった旨又は前条第一項の規定による届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(異動等失効情報の記録)

第十二条 都道府県知事は、利用者について、住民基本台帳法第三十条の八第三項に規定する通知があったときは、直ちに、当該通知に係る利用者が発行した電子証明書の発行の番号、当該通知があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(記録誤り等に係る情報の記録)

第十三条 都道府県知事は、前条に定めるもののほか、当該都道府県知事が発行した電子証明書に記録された事項について、当該電子証明書に係る利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ(以下「記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直ちに、当該記録誤り等があった電子証明書の発行の番号、記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録

をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第十四条 都道府県知事は、当該都道府県知事が発行した電子証明書に係る発行者署名符号(当該電子証明書を発行した都道府県知事が当該電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は損壊したとき(以下この条において「発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該発行者署名符号を用いて電子署名を行った電子証明書の発行の番号、発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(電子証明書の失効)

第十五条 電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。
一 都道府県知事が第十一条の規定により失効申請等情報を記録したとき。
二 都道府県知事が第十二条の規定により異動等失効情報を記録したとき。
三 都道府県知事が第十三条の規定により記録誤り等に係る情報を記録したとき。
四 都道府県知事が前条の規定により発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
五 電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により電子証明書の効力が失われたときは、記録誤り等があった電子証明書の発行を受けた利用者に対し、速やかに当該電子証明書に記録誤り等があった旨及び当該電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項第四号の規定により電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(失効情報ファイルの作成等)

第十六条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、失効情報ファイル(一定の時点において保存されている失効情報(第十一条の規定により保存する失効申請等情報、第十二条の規定により保存する異動等失効情報、第十三条の規定により保存する記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。))の集合物であつて、それらの失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。))を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二節 署名検証者に対する失効情報等の提供

(都道府県知事への届出等)

第十七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等(以下「行政機関等」という。)並びに電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者及び同法第二条第三項に規定

平成十四年十二月六日 衆議院会議録第十六号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案及び同報告書

する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者(以下この項において「認定認証事業者等」という。)は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合(認定認証事業者等にあつては、同法第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に限る。)には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

2 前項の認定(次項において「認定」という。)は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた者が第一項の政令で定める基準に適合しなくなったとき。

二 認定を受けた者が第十九条、第二十五条第一項又は第二十六条の規定に違反したとき。

三 認定を受けた者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。又は情報の入力のための準備作業若しくは電磁的記録媒体の保管をいう。以下同じ。))の委託を受けた者が同条第二項の規定に違反したとき。

う。以下同じ。))の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

四 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第一項の規定に違反したとき。

五 認定を受けた者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第二項の規定に違反したとき。

六 認定を受けた者の委託を受けて行う第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第二十八条の規定に違反したとき。

4 第一項の届出を受けた都道府県知事及び当該届出をした者(以下「署名検証者」という。)は、当該都道府県知事が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たつて合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決を締結しなければならない。

(署名検証者に対する失効情報の提供等)

第十八条 都道府県知事は、次条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る失効情報(第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない失効情報をいう。以下同じ。))の提供を行うものとする。

2 都道府県知事は、署名検証者の求めに応じ、

政令で定めるところにより、保存期間に係る失効情報ファイル(第十六条の規定による保存期間が経過していない失効情報ファイル(以下同じ。))の提供を行うことができる。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者に対する前二項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 署名検証者が次条、第二十五条第一項又は第二十六条の規定に違反したとき。

二 署名検証者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 署名検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第一項の規定に違反したとき。

四 署名検証者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第二項の規定に違反したとき。

五 署名検証者の委託を受けて行う第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第二十八条の規定に違反したとき。

4 都道府県知事は、毎年少なくとも一回、第一項及び第二項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供の状況について、総務省令で定めるところに

より、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(署名検証者の義務)

第十九条 署名検証者は、利用者から当該利用者に係る利用者署名符号を用いて電子署名が行われた情報及び電子証明書の通知を受領したときは、当該電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該電子証明書に記載された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

2 署名検証者は、利用者から通知された電子証明書、当該電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子証明書に記載された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

第三章 認証業務情報等の保護

(認証業務情報の安全確保)

第二十条 都道府県知事が発行記録、失効情報及び失効情報ファイル(以下「認証業務情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該都道府県知事は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、都道府県知事から認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第二十一条 都道府県知事は、第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録のために

発行記録を利用する場合、第十八条第一項の規定により保存期間に係る失効情報を提供する場合若しくは同条第二項の規定により保存期間に係る失効情報ファイルを提供する場合又は認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を遂行する場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

(都道府県の職員等の秘密保持義務)

第二十一条 電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に関する事務又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 都道府県知事から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(市町村の職員等の秘密保持義務)

第二十三条 電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に

関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長から電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第二十四条 都道府県知事の委託を受けて行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 市町村長の委託を受けて行う電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(署名検証者による受領した失効情報等の安全確保)

第二十五条 第十八条第一項及び第二項の規定により保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受けた署名検証者がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイル(以下「受領した失効情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者は、受領した失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、署名検証者から受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(署名検証者の受領した失効情報等の利用及び提供の制限)

第二十六条 署名検証者は、第十九条第一項の規定により電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要範囲内で、受領した失効情報等を利用するものとし、受領した失効情報等の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(署名検証者の職員等の秘密保持義務)

第二十七条 受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する署名検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その事務に関して知り得た受領した失効情報等に関する秘密又は受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 署名検証者から、受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た受領した失効情報等に関する秘密又は受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(受領した失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第二十八条 署名検証者の委託を受けて行う受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に

知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(自己の認証業務情報の開示)

第二十九条 何人も、都道府県知事に対し、自己に係る認証業務情報について、政令で定める方法により、その開示(自己に係る認証業務情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の開示の請求があったときは、当該開示の請求をした者に対し、政令で定める方法により、当該開示の請求に係る認証業務情報について開示をしなければならない。

(開示の期限)

第三十条 前条第二項の開示は、当該開示の請求を受けた日から起算して三十日以内になければならない。

2 都道府県知事は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、当該開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を政令で定める方法により通知しなければならない。

(自己の認証業務情報の訂正等)

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第二項の規定により開示を受けた者から、政令で定める方法により、当該開示に係る認証業務情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該認証業務情報の内容の

訂正等を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づき求められた訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わないう旨の決定をしたときは、第二十九条第二項の規定により開示を受けた者に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を政令で定める方法により通知しなければならない。

(苦情処理)

第三十二条 都道府県知事及び市町村長は、この法律の規定により当該都道府県及び市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(認証業務に関する情報の適正な使用)

第三十三条 都道府県知事及び市町村長は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

第四章 指定認証機関

(指定認証機関の指定等)

第三十四条 都道府県知事は、総務大臣の指定する者(以下「指定認証機関」という。)に、次に掲げる認証業務の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)を行わせることができる。

一 第三条第五項の規定による電子証明書の発行の申請書の内容及び利用者署名検証符号に係る通知の受理に係る電子計算機処理等並びに同条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等及び同項の規定による通知に係る電子計算機処理等
二 第八条の規定による発行記録の記録に係る電子計算機処理等及び発行記録の保存

三 第九条第二項において準用する第三条第五項の規定による電子証明書の失効の申請書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等及び第九条第三項の規定により送信される電子証明書の失効を求める旨の申請の受理に係る電子計算機処理等

四 第十条第二項において準用する第三条第五項の規定による利用者署名符号の漏えい等の届出書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等
五 第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録に係る電子計算機処理等及び失効情報の保存
六 第十五条第二項の規定による通知及び同条第三項の規定による公表
七 第十六条の規定による失効情報ファイルの作成及び保存
八 第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等

九 第十八条第三項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供の停止に係る電子計算機処理等
十 第十八条第四項の規定による報告書の作成及び公表

2 指定認証機関の指定は、認証事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第一項の規定により指定認証機関にその認証事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、認証事務を行

わないものとする。

4 委任都道府県知事は、指定認証機関に第一項の規定により指定認証機関が行う第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料(第六項において「発行手数料」という。)を指定認証機関の収入として収受させることができる。

5 委任都道府県知事は、指定認証機関に第一項の規定により指定認証機関が行う第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に係る手数料(次項において「情報提供手数料」という。)を指定認証機関の収入として収受させることができる。

6 前二項の場合における発行手数料及び情報提供手数料の額は、委任都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めるところにより、指定認証機関が定めるものとする。この場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該発行手数料及び情報提供手数料の額について委任都道府県知事の承認を受けなければならない。

(指定認証機関への異動等失効情報の通知)

第三十五条 委任都道府県知事(住民基本台帳法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事を除く。次項において同じ。)は、同法第三十条の八第三項に規定する通知があったときは、速やかに当該通知に係る異動等失効情報を指定認証機関に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定認証

機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(指定の基準)

第三十六条 総務大臣は、第三十四条第二項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定認証機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、認証事務等(指定認証機関が行う認証事務及び第五十三条第一項において準用する第二十九条から第三十一条までに規定する事務をいう。以下同じ。)の実施の方法その他の事項についての認証事務等の実施に関する計画が認証事務等の適正かつ確実な実施及び認証業務情報の保護のために適切なものであること。

二 前号の認証事務等の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。

三 申請者が、認証事務等以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認証事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

2 総務大臣は、第三十四条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定認証機関の指定をしてはならない。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第四十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算

して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第四十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第三十七条 総務大臣は、指定認証機関の指定をしたときは、当該指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定認証機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条 委任都道府県知事は、第三十四条第一項の規定により指定認証機関にその認証事務を行わせることとした旨を総務大臣に報告するとともに、当該指定認証機関に認証事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定認証機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(認証業務情報保護委員会の設置)

第三十九条 指定認証機関には、認証業務情報保

護委員会を置かなければならない。

2 認証業務情報保護委員会は、指定認証機関の代表者の諮問に応じ、認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定認証機関の代表者に述べることができる。

3 認証業務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、指定認証機関の代表者が任命する。

(役員の選任及び解任)

第四十条 指定認証機関の役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 総務大臣は、指定認証機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第四十二条第一項の認証事務管理規程に違反する行為をしたとき、又は認証事務等に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定認証機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役職員等の秘密保持義務)

第四十一条 指定認証機関の役員若しくは職員(認証業務情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、認証事務等に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

2 指定認証機関から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子

証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 認証事務等に従事する指定認証機関の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(認証事務管理規程)

第四十二条 指定認証機関は、総務省令で定める認証事務等の実施に関する事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認証機関は、前項後段の規定により認証事務管理規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務等の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定認証機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第四十三条 指定認証機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認証機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定認証機関は、毎事業年度、事業報告書及

び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、総務大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(交付金)

第四十四条 委任都道府県知事の統括する都道府県は、指定認証機関に対し、当該委任都道府県知事が行わせることとした認証事務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、当該委任都道府県知事が指定認証機関と協議して定めるものとする。

(帳簿の備付け)

第四十五条 指定認証機関は、総務省令で定めるところにより、認証事務等に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第四十六条 総務大臣は、認証事務等の適正な実施を確保するため必要があるときは、指定認証機関に対し、認証事務等の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(報告及び立入検査)

第四十七条 総務大臣は、認証事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、認証事務等の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指

定認証機関の事務所に立ち入り、認証事務等の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証事務を取り扱う指定認証機関の事務所に立ち入り、当該認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の休廃止)

第四十八条 指定認証機関は、総務大臣の許可を受けなければ、認証事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 総務大臣は、指定認証機関の認証事務等の全部又は一部の休止又は廃止により認証事務等の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 総務大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十九条 総務大臣は、指定認証機関が第三十条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、指定認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認証事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十六条第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四十三条第一項若しくは第三項、第四十五条又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第四十条第二項、第四十二条第三項又は第四十六条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十二条第一項の規定により認可を受けた認証事務管理規程によらないで認証事務等を行ったとき。

五 不正な手段により指定認証機関の指定を受けたとき。

3 総務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により認証事務等の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(認証事務の委任の解除)

第五十条 委任都道府県知事は、指定認証機関に認証事務を行わせないこととするときは、その

三月前までに、その旨を指定認証機関に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定認証機関に認証事務を行わせないこととしたときは、その旨を、総務大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

(委任都道府県知事による認証事務の実施)

第五十一条 委任都道府県知事は、指定認証機関が第四十八条第一項の規定により認証事務の全部若しくは一部を休止したとき、総務大臣が第四十九条第二項の規定により指定認証機関に対し認証事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認証機関が天災その他の事由により認証事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において総務大臣が必要があると認めるときは、第三十四条第三項の規定にかかわらず、当該認証事務の全部又は一部を行うものとする。

2 総務大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により認証事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により認証事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(認証事務の引継ぎ等に関する省令への委任)

第五十二条 前条第一項の規定により委任都道府県知事が認証事務を行うこととなつた場合、総務大臣が第四十八条第一項の規定により認証事務の廃止を許可し、若しくは第四十九条第一項

若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定認証機関に認証業務を行わせないこととした場合における認証事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

(認証業務情報の保護に関する規定の準用等)

第五十三条 第二十条、第二十一条、第二十四条第一項及び第二十九条から第三十三条までの規定は、指定認証機関について準用する。この場合において、第二十一条中「第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録のために発行記録を利用する場合、第十八条第一項の規定により保存期間に係る失効情報を提供する場

合若しくは同条第二項の規定により保存期間に係る失効情報ファイルを提供する場合」とあるのは「第三十四条第一項の規定により同項第五号及び第八号に掲げる認証業務の実施に関する事務を行う場合」と、第三十二条中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定認証機関」と、「当該都道府県及び市町村が処理する事務」とあるのは「指定認証機関」と読み替えるものとする。

2 指定認証機関は、前項において準用する第二十九条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求をする者から指定認証機関が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(指定認証機関がした処分等に係る不服申立て)
第五十四条 指定認証機関が行う認証事務等に係る処分又はその不作為について不服がある者

は、総務大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

第五章 雑則

(総務大臣の援助等)

第五十五条 総務大臣は、地方公共団体の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、都道府県及び市町村並びに利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第五十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、署名検証者(行政機関等を除く。第六十五条第二項において同じ。)に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(運用規程)

第五十七条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、認証業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の運用規程を作成しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長の意見を聴かなければならない。

(技術的基準)

第五十八条 認証業務の用に供する施設又は設備の管理の方法その他認証業務及びこれに附帯す

る業務の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(指定都市の特例)

第五十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。)に対するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区を市と、区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(政令への委任)

第六十条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第六十一条 都道府県知事に対し、その認証業務に関し、虚偽の申請をして、不実の電子証明書を発行させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十二条 第二十一条、第二十三条、第二十七条又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第四十九条第二項の規定による認証事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定認証機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定認証機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第四十七条第一項又は第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 第四十八条第一項の規定による許可を受けずに認証事務等の全部を廃止したとき。

第六十五条 第五十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第七十七条第一項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第五十六条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした署名検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条第一項から第三項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条から第五十二条まで並びに附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

(住民基本台帳カードに関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第三条第四項の規定の適用については、同項中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体」とあるのは、「総務省令で定める電磁的記録媒体」とする。

(準備行為)

第三条 市町村長、都道府県知事及び指定認証機関は、施行日前においても、この法律に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができ。

(指定認証機関に関する経過措置)

第四条 施行日前に指定認証機関の指定がされた場合においては、指定認証機関は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日までの間は、同項各号に掲げる事務を行わないものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

第三十条の八の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、第三十条の五第一項の規

定により第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全部又は一部について住民票の記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつた旨の通知又は住民票が削除された旨の通知があつたときは、これらの通知があつた旨の情報を、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第 号)第十二条に規定する事務に利用することができる。

4 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に

関する法律第三十四条第三項に規定する委任都道府県知事は、前項の通知があつた旨の情報を、同法第三十五条に規定する事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、同法第三十四条第一項に規定する指定認証機関に提供することができる。

第三十条の十一に次の一項を加える。

9 指定情報処理機関は、電子署名に係る地方

公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第一項の規定により同項の指定認証機関以下この項において「指定認証機関」という。)にその認証事務を行わせることとした委任都道府県知事から第一項の規定により第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全部又は一部について住民票の記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつた旨の通知又は住民票が削除された旨の通知があつたときは、指定認証機関の求めに依り、同法第三十四条第一項第五号に掲げ

る事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、これらの通知があつた旨の情報を指定認証機関に提供するものとする。
第三十条の十二第一項第一号中「第八項」を「第九項」に改める。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第 号)

第三条第二項(第十条第二項において準用する場合を含む。)

第三条

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出第一〇四号、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨

一 本案は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めることにより、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の促進を図り、もって住民の利便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

(一) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名であつて、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

(二) 認証業務 自らが行う電子署名について

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

2

(一) 電子証明書の発行

(1) 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長を経由して、当該市町村を包括する都道府県の都道府県知事に対し、自己に係る電子証明書(利用者署名検証符号が当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録電子的方式、磁気的方式

その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。をいう。以下同じ。の発行の申請をすることができるとすること。

(2) 電子証明書の発行の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地市町村長」という。)に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載された氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を記載した申請書を提出しなければならないものとする。

(3) 住所地市町村長は、申請者が住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下「利用者確認」という。)をするものとし、利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができるものとする。

(4) 住所地市町村長により利用者確認を受けた申請者は、住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて、総務省令で定める基準により、利用者署名符号及びこれと対応する利用者署名検証符号を作成し、これらを総務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録するとともに、利用者署名検証符号を住所地市町村長に通知するものとする。

(5) 住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、利用者確認をした申請者に係る申請書の内容及び利用者署名検証符号を電気通信回線を通じて都道府県知事に通知するものとする。

(6) (5)による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県知事が電子署名を行った電子証明書を発行し、これを電気通信回線を通じて住所地市町村長に通知するものとする。

(7) (6)による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る電子証明書を(4)の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

(二) 利用者署名符号の適切な管理

利用者は、当該利用者に係る利用者署名符号の漏えい、滅失及びき損の防止その他利用者署名符号の適切な管理を行わなければならないものとする。

(三) 電子証明書の有効期間

電子証明書の有効期間は、当該電子証明書の発行の日から起算して三年とするものとする。

(四) 電子証明書の二重発行の禁止

利用者は、当該利用者に係る電子証明書が(1)により効力を失わない限り、重ねて電子証明書の発行を受けることができないものとする。

(五) 電子証明書の記録事項

電子証明書には、次に掲げる事項を記録

するものとする。

(1) 電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

(2) 利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に関する事項で総務省令で定めるもの

(3) 利用者に係る住民票に記載されている氏名、出生の年月日、男女の別及び住所

(4) その他総務省令で定める事項

(六) 発行記録の記録

電子証明書を発行した都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該電子証明書(当該電子証明書について当該都道府県知事が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。以下「発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならないものとする。

(七) 電子証明書の失効を求める旨の申請

(1) 利用者は、当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事に対し、当該電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができるものとする。

(2) (1)の申請について(一)の(2)、(3)及び(5)を準用するものとし、必要な読替えを行うものとする。

(3) 利用者は、(2)によるほか、(一)の(4)により作成した利用者署名符号を用いて申請に電子署名を行った上で、当該利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することにより(1)の申請を

することができるものとする。

(八) 利用者署名符号の漏えい等があった旨の届出

(1) 利用者は、(一)の(4)により作成した利用者署名符号が漏えいし、滅失し、若しくはき損したとき、又は当該利用者署名符号を記録した(一)の(4)の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに電子証明書を発行した都道府県知事にその旨を届け出なければならないものとする。

(2) (1)の届出について(一)の(2)、(3)及び(5)を準用するものとし、必要な読替えを行うものとする。

(九) 失効申請等情報の記録

(一)の(1)の申請又は(一)の(1)の届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該申請又は届出に係る電子証明書の発行の番号、(一)の申請又は(一)の(1)の届出があった旨及びこれらの事項を記録する年月日(以下「失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならないものとする。

(十) 異動等失効情報の記録

都道府県知事は、利用者について、住民基本台帳法第三十条の八第三項に規定する通知があったときは、直ちに、当該通知に係る利用者に発行した電子証明書の発行の番号、当該通知があった旨及びこれらの事項を記録する年月日(以下「異動等失効情

報」という。を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを政令で定める期間保存しなければならないものとする。

(四) 記録誤り等に係る情報の記録

都道府県知事は、(四)に定めるもののほか、当該都道府県知事が発行した電子証明書に記録された事項について、当該電子証明書に係る利用者に係る住民票に記載されている事項を異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ(以下「記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直ちに、当該記録誤り等があった電子証明書の発行の番号、記録誤り等があった旨及びこれらの事項を記録する年月日(以下「記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを政令で定める期間保存しなければならないものとする。

(五) 発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録

都道府県知事は、当該都道府県知事が発行した電子証明書に係る発行者署名符号(当該電子証明書を発行した都道府県知事が当該電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下同じ。)が漏えいし、滅失し、又はき損したこと(以下「発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該発行者署名符号を用いて電子署名を行った電子証明書の発行の番号、発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項を記録する年月

日(以下「発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを政令で定める期間保存しなければならないものとする。

(六) 電子証明書の失効

(1) 電子証明書は、次のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

ア 都道府県知事が(九)により失効申請等情報記録したとき。

イ 都道府県知事が(十)により異動等失効情報記録したとき。

ウ 都道府県知事が(四)により記録誤り等に係る情報を記録したとき。

エ 都道府県知事が(五)により発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

オ 電子証明書の有効期間が満了したとき。

(2) 都道府県知事は、(1)のウにより電子証明書の効力が失われたときは、記録誤り等があった電子証明書の発行を受けた利用者に対し、速やかに当該電子証明書に記録誤り等があった旨及び電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならないものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)のエにより電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならないものとする。

(七) 失効情報ファイルの作成等

都道府県知事は、失効情報ファイル(一定の時点において保存されている失効情報(九)により保存する失効申請等情報、(十)により保存する異動等失効情報、(四)により保存する記録誤り等に係る情報、(五)により保存する発行者署名符号の漏えい等に係る情報)をいう。以下同じ。)の集合物であつて、それらの失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならないものとする。

3 署名検証者に対する失効情報等の提供

(一) 都道府県知事への届出等

(1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等(以下「行政機関等」という。)並びに電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定証事業者及び同法第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者(以下「認定証事業者等」という。)は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して(1)による保存期間に係る失効情報の提供及び(2)による保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合認定証

証事業者等にあつては、同法第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に限る。には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、これらの提供を求める旨の届出をしなければならないものとする。

(2) (1)の認定は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(3) 総務大臣の行う(1)の認定の取消しについて定めるものとする。

(4) (1)の届出を受けた都道府県知事及び当該届出をした者(以下「署名検証者」という。)は、当該都道府県知事が提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たつて合意しておくべき事項について、あらかじめ、取決を締結しなければならないものとする。

(二) 署名検証者に対する失効情報の提供等

(1) 都道府県知事は、(一)の(1)の確認をしようとする署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る失効情報(2)の(四)から(五)までによる保存期間が経過していない失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、署名検証者の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る失効情報ファイル(2)の(四)による保存期間が経過していない失効情報ファイルをいう。以下同じ。)の提供を行

うことができるものとする。 (3) (1)及び(2)による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供の停止について定めるものとする。 (4) 都道府県知事は、毎年少なくとも一回、(1)及び(2)による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供の状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。 (三) 署名検証者の義務 (1) 署名検証者は、利用者から当該利用者に係る利用者署名符号を用いて電子署名が行われた情報及び電子証明書の通知を受理したときは、当該電子証明書が2の(四)の(1)により効力を失っていないこと及び当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて電子署名が行われたことを確認しなければならないものとする。 (2) 署名検証者は、利用者から通知された電子証明書を、当該電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならないものとする。 4 (一) 認証業務情報等の保護 (1) 都道府県知事が発行記録、失効情報及び失効情報ファイル(以下「認証業務情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。	(2) 都道府県知事から認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について、(1)を準用するものとする。 (二) 認証業務情報の利用及び提供の制限 都道府県知事は、2の(四)から(五)までに係る失効情報の記録のために発行記録を利用する場合、3の(二)の(1)により保存期間に係る失効情報を提供する場合は3の(二)の(2)により保存期間に係る失効情報ファイルを提供する場合又は認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を遂行する場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならないものとする。 (三) 都道府県の職員等の秘密保持義務 (1) 電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に関する事務又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないものとする。	(2) 都道府県知事から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者についても(1)と同様の義務を課すものとする。 (四) 市町村の職員等の秘密保持義務 (1) 電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないものとする。 (2) 市町村長から電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者についても(1)と同様の義務を課すものとする。 (五) 認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者の義務 (1) 都道府県知事の委託を受けて行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。	をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。 (六) 署名検証者による受領した失効情報等の安全確保 (1) 3の(二)の(1)及び(2)により保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受けた署名検証者が提供を受けた保存期間に係る失効情報及び「受領した失効情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者は、受領した失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。 (2) 署名検証者から受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について、(1)を準用するものとする。 (七) 署名検証者の受領した失効情報等の利用及び提供の制限 署名検証者は、3の(三)の(1)により電子証明書が効力を失っていないことの確認をするために必要な範囲内で、受領した失効情報等を利用するものとし、受領した失効情報等を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。 (八) 署名検証者の職員等の秘密保持義務 (1) 受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する署名検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれら
---	---	--	--

- の者であった者は、その事務に関して知り得た失効情報等に関する秘密又は受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないものとする。
- (2) 署名検証者から、受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者についても(1)と同様の義務を課すものとする。
- (九) 受領した失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務
- 署名検証者の委託を受けて行う受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。
- (十) 自己の認証業務情報の開示
- (1) 何人も、都道府県知事に対し、自己に係る認証業務情報について、政令で定める方法により、その開示(自己に係る認証業務情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の開示の請求があったときは、当該開示の請求をした者に対し、政令で定める方法により、当該開示の請求に係る認証業務情報について開示をしなければならないものとする。

- (3) その他開示の請求に関する所要の手續を定めること。
- (四) 自己の認証業務情報の訂正等
- (1) 都道府県知事は、(十)(2)により開示を受けた者から、政令で定める方法により、当該開示に係る認証業務情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該認証業務情報の内容の訂正等を行わなければならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に基づき求められた訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、(十)(2)により開示を受けた者に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を政令で定める方法により通知しなければならないものとする。
- (五) 苦情処理
- 都道府県知事及び市町村長は、この法律の規定により都道府県及び市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないものとする。
- (六) 認証業務に関する情報の適正な使用
- 都道府県知事及び市町村長は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外に使用してはならないものとする。

5 指定認証機関

- (一) 指定認証機関の指定等
- 都道府県知事は、総務大臣の指定する者(以下「指定認証機関」という。)に、次に掲げる認証業務の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)を行わせることができるものとする。
- (1) 2の(一)(5)による電子証明書の発行の申請書の内容及び利用者署名検証符号に係る通知の受理に係る電子計算機処理等並びに2の(一)(6)による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等及び都道府県知事から住所地市町村長への通知に係る電子計算機処理等
- (2) 2の(六)による発行記録の記録に係る電子計算機処理等及び発行記録の保存
- (3) 2の(七)(2)において準用する2の(一)(5)による電子証明書の失効の申請書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等及び2の(七)(3)により送信される電子証明書の失効を求める旨の申請の受理に係る電子計算機処理等
- (4) 2の(八)(2)において準用する2の(一)(5)による利用者署名符号の漏えい等の届出書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等
- (5) 2の(九)から(四)までの失効情報の記録に係る電子計算機処理等及び失効情報の保存
- (6) 2の(四)(2)による通知及び2の(四)(3)による公表
- (7) 2の(四)による失効情報ファイルの作成及び保存
- (8) 3の(二)(1)による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等及び3の(二)(2)による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等
- (9) 3の(二)(3)による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供の停止に係る電子計算機処理等
- (10) 3の(二)(4)による報告書の作成及び公表
- (二) 指定認証機関への異動等失効情報の通知
- 指定認証機関に認証事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)(住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する委任都道府県知事を除く。)は、同法第三十条の八第三項に規定する通知があったときは、速やかに当該通知に係る異動等失効情報を電気通信回線を通じて指定認証機関に通知するものとする。
- (三) 指定認証機関の指定の基準
- 総務大臣の行う指定認証機関の指定についての基準を定めるものとする。
- (四) 認証業務情報保護委員会の設置
- 指定認証機関には、認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定認証機関の代表者に述べるための認証業務情報保護委員会を置かなければならないものとする。
- (五) 役員等の秘密保持義務
- (1) 指定認証機関の役員若しくは職員(認

(3) 認証業務情報保護委員会の委員を含む。(3) において同じ。又はこれらの職にあった者は、認証事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 (2) 指定認証機関から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないものとする。 (3) 認証事務等に従事する指定認証機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。 (六) 指定認証機関の監督等 指定認証機関は、認証事務等の実施に関する事項について認証事務管理規程を定め総務大臣の認可を受けるほか、事業計画等の作成等について委任都道府県知事の意見を聴き及び総務大臣の認可を受け、事業報告書等を総務大臣及び委任都道府県知事に提出するものとともに、指定認証機関の役員の選任及び解任、指定認証機関に係る交付金、監督命令、報告及び立入検査、指定の取消し等その監督等に必要の規定を定めること。 (七) 指定認証機関における認証業務情報の保	護等 4 の(一)、4 の(二)、4 の(三)及び4 の(四)から4 の(五)までは、指定認証機関について準用するものとする。 (四) 指定認証機関がした処分等に係る不服申立て 指定認証機関が行う認証事務等に係る処分等について不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることが出来るものとする。 6 雑則 (一) 総務大臣の援助等 総務大臣は、地方公共団体の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、都道府県及び市町村並びに利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。 (二) 報告の徴収 (1) 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、3 の(一)の認定を受けた者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができるものとする。 (2) 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、行政機関等を除く署名検証者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができるものとする。 (三) 運用規程 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長の意見を聴いた上で、	総務省令で定めるところにより、認証業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならないものとする。 (四) 技術的基準 認証業務の用に供する施設又は設備の管理の方法その他認証業務及びこれに附帯する業務の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定めるものとする。 (五) その他所要の規定の整備を図るものとする。 7 罰則 (一) 都道府県知事に対し、その認証業務に関し、虚偽の申請をして、不実の電子証明書を発行させた者は、処罰されるものとする。 (二) 4 の(三)、4 の(四)、4 の(五)又は5 の(1)若しくは(2)の義務に違反して秘密を漏らした者に対する罰則その他の罰則を設けるものとする。 8 住民基本台帳法の一部改正に関する事項 住民基本台帳法の一部を次のように改正するものとする。 (一) 都道府県知事は、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の全部又は一部について住民票の記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く)があった旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があったときは、これらの通知があった旨の情報を、2 の(四)の事務に利用することができるものとする。 (二) 5 の(二)の委任都道府県知事は、(一)の通知	があった旨の情報を、5 の(二)の事務の処理のため、5 の(一)の指定認証機関に提供することができるものとする。 (三) 指定情報処理機関は、5 の(二)の委任都道府県知事から氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の全部又は一部について住民票の記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く)があった旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があったときは、指定認証機関の求めに応じ、5 の(一)の(5)に掲げる事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、これらの通知があった旨の情報指定認証機関に提供するものとする。 9 行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する法律の一部改正に関する事項 別表に2 の(一)の(2)の(四)において準用する場合を含む。の申請等を加えるものとする。 10 施行期日等 (一) 施行期日 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、5 の(一)、5 の(三)及び5 の(六)の事項は、公布の日から施行するものとする。 (二) 経過措置 住民基本台帳カード及び指定認証機関等に関する経過措置を定め、その他の経過措置は政令で定めるものとする。 二 議案の可決理由 電磁的方式による申請、届出その他の手続に
---	--	--	--

おける電子署名の円滑な利用の促進を図るため、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めようとする本案は、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年十二月五日

総務委員長 遠藤 武彦
衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記の事項の実現に努めるべきである。

一 電子政府、電子自治体の構築に当たっては、あくまでも国民の利便性の向上との観点から国民の理解を得つつ、行政サービスの質の向上が図られるよう情報通信基盤の整備を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に對し、必要な支援を行うこと。

二 情報通信技術の利用の有無により行政サービスの内容に差異が生じることのないよう十分留意するとともに、国民の情報通信利用技術の向上のための施策を一層進めること。

三 行政手続のオンライン化、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、技術革新

に対応したセキュリティ対策、個人情報保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。

四 行政手続のオンライン等に從事する関係者のモラルの維持・向上、徹底したデータの管理、法令の遵守、責任体制の明確化を図ること。

五 プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用・安易な利用の拡大を行わないこと。

六 本年八月に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、セキュリティを確保する観点から、地方公共団体において、その実施状況を自ら点検し、必要に応じ外部監査を受けるようにするとともに、政府は住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について適時公表すること。

七 行政手続のオンライン化が国民生活及び国民の権利に密接に関係し、市町村ごとに取り組み状況が異なることにかんがみ、本法律施行に伴う政省令の制定及びその運用に当たっては、国会における論議及び地方公共団体等の意見を十分踏まえるとともに、状況の変化に応じて必要な見直しを行うこと。

平成十四年十二月六日 衆議院会議録第十八号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案及び同報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五—八四四五 二番四号 港区虎ノ門二丁目 財務省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 二二〇〇円 送料別